

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第2回神崎町・大河内町合併協議会 新町名称・庁舎等検討小委員会会議録

開会日時 平成16年 5 月18日（火） 午後 1 時30分

場 所 大河内町保健福祉センター

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会小委員会委員名簿

小委員会（新町名称・庁舎等検討小委員会）

協議会委員関係分

	氏 名	出 欠
1	松 原 博 興	出
2	正 城 眞佐子	出
3	藤 原 昇	欠
4	竹 國 洋 子	出
5	生 田 良 昭	出
6	足 立 高 正	出
7	立 石 富 章	出
8	中 塚 義 之	出
9	小 寺 義 裕	出
1 0	多 田 昌	出

会 議 録

会議の名称		神崎町・大河内町合併協議会新町名称・庁舎等検討小委員会
開催日時		平成16年 5月18日(火) 開会 13時30分 閉会 16時55分
開催場所		大河内町保健福祉センター
議長氏名		立石富章
出席者氏名		別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名		別紙「欠席者名簿」のとおり
会議事項	1 議題	2 会議結果
	(1) 新町名称の検討について 検討項目1 検討項目2 検討項目3 検討項目4 検討項目5 検討項目6 検討項目7 (2) 庁舎等事務所の位置について (3) 次回委員会の日程について (4) その他	承認 承認 承認 承認 承認 継続審議 承認 継続審議 後日連絡
会議の経過		別添のとおり
会議資料	別添資料あり	

會議經過

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	皆様にはお繰り合わせの上ご出席賜りまして、ありがとうございます。 藤原委員さんはちょっとまだのようでございますが、後ほどまたお見えになるかもわかりません。
立石（委員長）	早速でございますが、立石委員長さんからおあいさつをいただきます。よろしく願いいたします。 皆さん、こんにちは。 第２回目の委員会が招集されましたところ、委員各位には大変ご多忙の中、１名まだお見えになっておりませんが、出席をいただきまして大変ご苦労さんでございます。 さて、いよいよ今日から当議会に諮られました検討事項の本格的な議論に入るわけでございます。私、委員長就任時に申し上げましたように、検討の過程、経過というものを大事にしていきたい、こういうふうに申し上げました。これからの検討につきましては、多少時間はかかりましても、一つ一つのまとめなり結論を見出していきたい、このように考えております。 そういった意味で、会議の進行についてはできるだけ努力をしていただきたいと考えておりますので、委員各位には何分のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。 ごらんのように、本日からは、委員会の席の配列について事務局に相談しながらこのような配置にさせてもらいました。したがって、ごらんのように、いわゆる町の理事者側といいますか、行政側とちょっと一線を引いたような形で我々が自主的に議論していく、検討していくという形づくりというんでしょうか、こういうことに配慮させていただきました。 また、本協議の検討の過程では、専門的な事柄や、あるいはデータの定義または状況説明等、我々の知識、認識の及ばない点が多々あるかと思います。その際には、このように行政の方から助役も控えておりますので、どうぞ遠慮なく、意見と同時にひとつわからないところは専門的なことを遠慮なく聞いていただきたい、このようお願いをいたしておきます。 また、その場合、行政側の皆さんにおかれましても、ひとつ公平、公正な立場とその観点からのご発言を期待申し上げ、お願いをしたいと思います。 大変前置きが長くなりましたが、開会のあいさつとお願いにかえさせていただきます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長） 立石（委員長） 立石（委員長） 浅田（事務局）	ありがとうございました。 藤原委員さんがお見えになっておりませんが、委員長の方で進めていただきますようによりしくお願い申し上げます。 それでは、委員会規程によりまして、ただいまから会議を開きます。 委員１０名中、現在のところ９名の出席を見ております。定足数に達しておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。 議事に入る前に皆さんにお願いを一言いたします。 会議録作成の関係上、ご発言の際には従来どおり町名とお名前をお願いいたします。また、行政側の各位におかれましても同様のお願いをいたします。 それでは、これより早速議事に入ります。 委員会次第書によりまして、１番目の新町名称の検討についてを議題といたします。 この検討事項につきましては、第１回の委員会で提案説明並びに参考資料が配付されておりますので、この際再度の説明は省略させていただきます。 また、この検討事項には幾つかの検討すべき項目がございます、項目を分けながら一つ一つの順序を追って検討を進めてまいりたいと考えておりますので、この点もひとつご了解願います。 それでは、検討に先立ちまして、事務局、検討項目１のシートを配付してください。 〔資料配付〕 配付しましたか。よろしいですな。 配付が済んだところで、検討項目の１は名称の募集の範囲についてでございます。すなわち、どんな方法によって新町名をつけていったらよいかということの検討から、まず入りたいと思います。 シートに例示が入力をさせてありますが、既に１回目にも配付をされております。これら十分参考の上、委員さん一人一人からのご意見をこれから伺っていきたいと思います。 その前に、ちょっと事務局の方から補足説明を求めていますので、その分を許可します。 事務局、説明をしてください。特に、皆さんには資料はわたっておりませんがひとつ口頭で申し上げます。 それでは、事務局の方からご説明をさせていただきたいと思いま

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	す。 本日、委員長の方からお配りいたしておりますシートにつきましては、今後新町の名称等を募集する要領を作成していく基本的なたたき台の骨子を作っていくために、一つずつ項目の検討を各委員さんの中をお願いをしたいというところでございます。 そして、事務局の方から補足ということなんですけれども、こういう募集の範囲の中で仮に全国的な格好で情報発信をして作成をするという段階においては、かなりの期間を要する、いわゆる両町、神崎・大河内の中で公募をするというやり方よりもはるかに時間的なものが集計上必要になってくるということを補足説明としてさせていただきます。 もう一点につきましては、本日シートをたくさん用意しておりますけれども、新聞等でご承知のようにいわゆる名前を最終的に決定づけられた場合、その場合懸賞と、いわゆる名づけ親というふうなものの懸賞制度を設けておられます。そのものについては本日私ども事務局といたしましても用意をいたしておりませんので、そのあたりが要領等を作成する中での一つのポイントになろうかと思しますので、以上2点、私の方、事務局の方から若干の説明を加えさせていただきました。 以上でございます。 ありがとうございます。 それでは、早速この新町名称募集の範囲といいますか、やり方について本当に入り口の基本的な話でございますので、何とかこの項目は今日中にひとつ皆さんのご意見をまとめ上げたいと思っております。そんなことで、ひとつまことに申しわけないんですが、委員さん各位からご意見を聞くという意味で、今日は松原委員さんから反時計回りにひとつそれぞれのご意見を賜りたい、こういうふうに思います。 事務局、それぞれの委員さんの発言要旨、筆記お願いします。 どうぞ。
松原委員	神崎町の松原です。 先ほどちょっと補足の件につきまして、全国的に募集しますと期間が長くなるということで、どのぐらいかかるのかわかりませんが、私はやはり名前を募集するに当たっては、できれば全国という格好で公募していただいたらどうかというふうに考えております。 以上であります。
立石（委員長）	ありがとうございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
正城委員	次、正城さん。 大河内町の正城です。
立石（委員長）	私は、全国的にといたらやはり時間もかかりますし、やはり住んでいる住民たちがいろいろと考えてみんなで決めた方が、やはり、こういう場合いいんじゃないか、そういうふうに思います。
正城委員	すなわち両町の住民を対象にして募集するということですね。 そうですね、はい。その方がやはり一生懸命自分たちが考えた自分たちの町の名前でそれぞれに考えたいと思います。
立石（委員長）	ありがとうございます。 それでは、竹國委員さん、お願いします。
竹國委員	神崎町の竹國でございます。 私も合併関係町の住民による応募がいいんではないかと思っております。いろいろ理由はございますが、そういうふうに思っております。
立石（委員長）	ありがとうございます。 次、生田さん。
生田委員	大河内の生田ですけど、私もこの例の1のように関係町の住民の方から公募する方がいいと思います。というのは、インターネットとかいろんなことをやりますと、だれでもちょっとお遊び的な名称がたくさん出てきますんで、それをまた検討することになると非常に時間がかかりますし、それでやはり両町の住民となりますと、いろんなところから真剣と言えば真剣に考えていただいてますもんで、インターネット等でやりますとどうしても浮ついた名前が出てきますんで、そんなことも思いますと、やはり一番関係する両町の住民から公募するのがいいと思います。
立石（委員長）	ありがとうございました。 足立さん、どうぞ。
足立委員	神崎町の足立です。 私も例1の両町でいいと思うんですけども、でき得る限り多くの人の応募があるように、是非、例えて言えば中学生とか小学生とか、その辺までも下げて本当に年齢層の幅広い意見をいただけたらなと思います。 以上です。
立石（委員長）	ありがとうございます。 実は、今ご意見の中で出ました問題については、今後の検討の中に十分出てきます。そのときにまたご意見お願いしたい。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺委員	続いて、小寺委員さん。 大河内町の小寺です。
立石（委員長）	私も、今の現在のところはやはり神崎町・大河内町に住所を有する方ということで、全住民、全住民たってある程度字の書けるということになると小学生以上ぐらいの住民の方からを応募の対象とするということで、町、まだ2町の町ですから、今のところは。その辺から先のことを考えますと、今のところは関係の町の住民で公募をしたらいいと思います。
多田委員	ありがとうございます。 次に、多田委員さん。
立石（委員長）	神崎町の多田です。 私は、これは当然こんな大事なことと思うんですけど、応募の公募数でどうこうなる、選定の基準にはならないということになるかと思いますが、一応両町は人口差があるということでもございます。できれば県内という形でいただければいいと。
中塚（副委員長）	ありがとうございました。 それでは、私も意見を言う権利がございますので、私もちょっと考え方を言わせていただきます。 実は、私も、新しい我々の町の名前をつけることですから、ひとつ両町の住民を対象にすばらしい名前ができたらいいのになということ、両町の住民から公募してしたらいいと、こういう希望を持っております。
立石（委員長）	中塚副委員長。 神崎町の中塚です。 私は、私も身近な合併両町の住民から募集したらいいと思います。その中でも、中学生以上ぐらい、次世代を担う中学生以上ぐらいを対象にやっていけば僕はいいと思います。
立石（委員長）	ありがとうございました。 ただいま出ました意見を集約してみますと、ほとんどの委員さんは両町住民を対象に募集したらどうかという意見が大勢でございますので、我々の当委員会としてはその方向でまとめたいと思いますが、特にご異議ございませんか。 よろしいですか。
立石（委員長）	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 極めて大きな問題でありながら、これから入らんと次に作業が進みませんので、皆様のご理解あるいはいろいろの思いを率直に述べて

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	いただきまして、幾らか出ましたご意見についてはさらなる次の検討の中で当然議題になってまいりますので、そのときにひとつよろしく願いをいたします。ありがとうございました。 それでは続いて、２の検討項目に移りたいと思います。 事務局、シート２を配ってください。 〔資料配付〕 配付が済みました。 検討項目の２につきましては、では一体、選定する基準ですね、これをやっぱり設けとかんと、ちょっと選定のときに苦慮するということも、一定の何といいますか、基準を設けるというんでしょうか、制約を設けるというんでしょうか、そうしたことの必要性について検討をしていただくということでございます。 もうちょっと平たく言いますと、募集に際しては選定の基準を、基準となる一定の条件を設けるべきであるか、いやそうじゃなしに全くフリーでやるのか、こういったことの検討でございます。シートの中に例示がございますが、これらも参考にさせていただきながら皆さんのこれからご意見を伺っていきたいと思います。 まず、検討の入り口といたしまして、第１段階は選定の基準を設けるべきか否かについてご意見を受けたいと思います。 どなたからでも結構ですから、ひとつご意見を述べていただきたいと思います。 私、進行役でありながら、はっきり言いまして意見を言わせてもらうかわりにこの場のコーディネーターみたいな役も兼ねておりますので、ちょっと言葉数が多くなりますけど、ひとつご勘弁をいただきたいと思います。 どなたからでも結構です。
多田委員	多田委員。 神崎町の多田です。 この項目２の 、 、これについては若干議論の余地があるんですけども、 から につきましては特に問題はないと思います。ただ、現行町名は可とするということできなしに、現行町名は使っても構わないんじゃないかというあれでございます。ということは、「使用した名称であること」ということで、ということは現行町名を使うという、あるいは使用しないということは現行町名はあかんという。それに、 を見ますとこれ現行町名を使うということになってると思うんですが、どういうふうになるのかなというふうな思いがいたします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	それについて、わかりました、今ご意見の中で と は問題でございまして、今多田さんの意見によりますと、結局旧町名は使用してもよいということにすれば問題がないということですね、そういうことですね。そういうご意見が出ました。 ほかの方、何か関連してこの7項目、それと自分が考えていらっしゃる事柄、意見がございましたらどうぞ遠慮なしに。
小寺委員	小寺委員。 大河内町、小寺義裕です。 今選定基準のことからというので言われたですけども、これは是非委員長、あくまでもこれが、これで、これがダメであかんということが出てくるのか、これにプラスしてということなのか、事務局長さんどうなんですか。
立石（委員長）	今私も言いましたように、これはあくまで例示でございまして、こういうことを参考にしながら皆さんの思いを述べてくださいということですから。
小寺委員	私は、今も言われたような現在の町名を多分使うということになりますと、今回の場合は2町の合併ということになりますんで、多分大河内の人是大河内がいいと言う、神崎の人は神崎がいいと、そうなりますと実際の募集の範囲というのは、今から決めるんでしょうけども、多分神崎町さんが人口が多いから、神崎町になるような可能性があると思うんです。だから、やはりせっかく2つの町が合併をして新しい町が生まれるんだから、やはり現在の町名は使用しないということを、やはり一番最初にこの委員会の議論の中で決めていただいた方がいいんじゃないかと私は思いますので。 それと、基準をこんなふうに書いたらということで、片仮名だけの字で応募あるかもわからへんしね、それから平仮名だけの町名を書く場合もあるかもわからへんし、また片や簡単な英語を使った、そういうこともあると思うんで、できれば英語はだめやとか片仮名やったらよろしいとか、平仮名やったらいいとか、そういうようなもんもこのほかにやっぱりこれは決めておいた方がいいと私は思います。
立石（委員長）	ただいま小寺委員のご意見は、現町名は使用しない方がいいというふうなご意見と、それから後段出ました意見でございしますが、この平仮名とか片仮名とかローマ字とか、あるいは数字とか、これは次の次ぐらいですかね、検討項目でまた具体的な話の中で出てきますんで、そのときまたご検討いただければと思います。 次に、足立委員さん、どうぞお願いします。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立委員	神崎町の足立ですけど、特定する必要があるのかどうかという、この意見について先行でやるんですね。
立石（委員長）	いわゆる選定するこういう基準を設けるのがいいのか、いやもうそんなもん実際の枠は外してフリーでやればいいのか、とりあえずはそこら辺の意見からね。
足立委員	ちょっと、そしたら最初にちょっと聞きたいんですけど、この両町の名称ということは片方だけの名称という、どちらでもええという、例えば神崎町・大河内町一つずつ入れた名称でもいいんですか。
立石（委員長）	これは、事務局、これ何からの例示なのか、ちょっと説明してあげて。
浅田（事務局）	大変申しわけございません。ちょっと読解しにくい文章になっておりますけれども、要は端的に申し上げまして旧町名、いわゆる神崎町・大河内町という名称を使う使わないというところでご理解をいただければいいかなと思うんです。全く新しい町になるので、その際にはいわゆる今まで歴史、文化、先人たちの思いがございましたいわゆるふるさとへの愛着、そういったものから旧の町名を使うということを可とするか不可とするかという部分で、大変大きなこの名称につきましては紛糾をする部分でございますので、いわゆる 以降につきまして大体平均的なところの項目を挙げさせていただいておりますけれども、先ほど小寺委員さんから言われましたように、 の部分でのところは、旧町名を使用するかしないかという部分をいわゆる選定の基準にするということは、いわゆる公募をかける際に一般の方に旧町名を使用しないというふうなことをその応募要領の中に入れてくる必要がございますので、そういうことでひとつご理解いただければというふうに思います。
足立委員	そしたら、例えば大河内町の「大」と神崎町の「神」を使ったような、もし名称があれば、それはここに入ってくると。
浅田（事務局）	それは入らないです。
足立委員	そしたら、今の町名は外した方がいいんじゃないでしょうか。それ以外で検討した方がいいんじゃないでしょうか。
立石（委員長）	ちょっと話の途中で申しわけないですけども、足立委員さんが前回、今申しかけられたことの前置きだったんで、これは私の審議の進め方がまずかったんで、もう一回説明させていただきます。 というのは、新しい町名を両町から募集するというのは、先ほど確認をいただきました。じゃあ、募集について何か制約事項を設ける必要があるんじゃないかという考え方があるんですね。それを設けるか

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
生田委員	設けないかという議論が第１段階になるんですが、たまたまこの例示にこういうことがありますから、それも一応意見を聞いたんですが、まず選定する場合に野放しで、例えば何千通というものが来た場合に、果たして選ぶ側が何を基準にしてふるいにかけていったらいいのかなという一つの何か基準みたいなものが要りますわね、これ。 そういうために、募集の段階から一つの条件といいますか、制約事項を設けて募集をしていこうという意味での選定の基準が要るか要らないかということを検討していただくつもりなんですけど、ちょっと私が導きがまずかったもんですからひとつご勘弁ください。 そういう観点から、ひとつこれからの議論を進めていきたいと思えます。 ここが聞きたいんですけど、やはり基準を設けてますので、今委員長のおっしゃったように、選ぶ方も基準がなければ選ばれへんと。ですから、選定基準は必ず設けておかななくてはいけないと思います。 それで、 と 、名称を使用しないと言うことで公募した方がいいと思います。
立石（委員長）	そんな、今意見がございましたような形で進めていきたいと思えます。
竹國委員	竹國さん、どうですか。 神崎町の竹國でございます。 選定する基準を設ける方がいいと思います。設けるということにつきましては、この から の中でまた検討したらいいと思いますので、設けたらいいと思います。
立石（委員長）	ありがとうございます。 次、正城さん。
正城委員	大河内町の正城です。 私も選定を、設けるという方に賛成します。そういう場合に、小寺議長さんがおっしゃいましたように、 とか はなるべく避けて、あとの大きな範囲内の基準でやりたいと、進めたいと思っております。
立石（委員長）	ありがとうございます。 松原委員さん。
松原委員	神崎町の松原です。 私も、先ほど全国的に募集したいというのは、今の条件を満足するためには、やっぱり片方の方に偏ったりそういうことがある可能性が出てきますので、全国でもって一つもわからんようなところから選んだ方がええんじゃないかという考えはあるんですけど、言ったんですけど

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	ども、今言われるように、皆さんの意見、基準を設けてやるというのはこれはもう絶対必要やと思いますので、こちらで賛成です。 それでは、まことに申しわけなかったんですが、多田議長さんから、小寺議長。
多田委員	私も勘違いしましたので。
立石（委員長）	いえいえ、私の説明が悪くて申しわけない。
多田委員	私も当然基準を設けるべきであろうと。で、項目についてはまた後で進めますんでそのときに。
小寺委員	大河内の小寺です。 私も当然設定基準は設けないと、そういうことやないけどわけのわからん名前が出てくる可能性もありますんで、私的にはそういうことをしていただいてやる必要があると。
立石（委員長）	ありがとうございます。 次に、私の方から。私も実は何らか選定の基準は設けるべきという思いであります。 中塚委員。
中塚（副委員長）	神崎町の中塚です。
	私も、選定基準は設けるんが必要じゃないかと思います。
立石（委員長）	ありがとうございます。
	それでは、新町名称の検討項目の２の第１段階で、選定する基準は全員の方が設けるべきだというご意見でございますので、そのように取り扱いをさせていただきます。それでご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	ありがとうございます。 それでは、第２段階に入ります。 ここに例示が７項目ございます。もし基準を設けるとするならばどんな基準がよろしかろうかなと、こういう検討が第２段階でございますので、そのことについて今から一つずつのこの項目、これはあくまでも事務局が出してくれました例示でございますが、つぶしていながら皆さんからの全く新しいご意見も取り上げながら一つ一つ検討していくと、こういう手法をとりたいと思いますので、多少時間がかかりますけれども、それでご異議ございませんか。 どうぞ。
多田委員	多田です。 結局、 は、現在の両町の名称を使用可ということでもいいということですか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	これちょっと読みにくいんですけど、名称であることという決めつけをしたら、それが入っておらな条件から外れるでと、こういう取り扱いになってしまいますわね、制約としてとらえる場合は。だから、これそういったことを と は抱き合わせてご意見を伺うて、一つずつ消していったり修正していきながらしていかなあかんと思うんですけどね。 どうぞ。
生田委員	までは当たり前のことちゃうの。
立石（委員長）	これは本当に包含されたような話なんですけども、何千種類、何百種類出てきたときに、全くかけ離れたようなんはこの項目に照らしたら没になるでという一つの基準にも利用できますわな。
生田委員	選定する方のね。
立石（委員長）	いうふうに私は考えとるんですけど。 ほいじゃ、これ一つずつまないたに乗せて検討していきましょうか。 では、 の現在の両町の名称を使用した名称であることという、こういう例示についていかがでしょうか。 どうぞ。
小寺委員	その と と相反するんやけども、余りにも理解しにくいような書き方をされとんで、 と を整理する上で、１つは両町の名称を使用した名前と言っておるし、もう一つは両町の名称を使用しない名称ということで、もしなくなるんやったらあれやけども、あくまでも選定基準というのも設けて、そこで応募出てきても選んでくれへん、すくってくれへんから。私の意見は今も言ったように現在の町名は使用しないというのを１つは提案しとんで、 、 をいっしょに検討してですね。
立石（委員長）	それでは、この と をあわせてどう扱うかというひとつご意見を聞いてみましょうか。小寺委員さんは出ましたんで、多田委員さんから。
多田委員	４月１４日に第１回の委員会の資料をいただいております部分の中で、検討課題の３で現行町名の取扱いについて、Ａ案現行町名避けて、Ｂ案現行町名を使うということなんです。こういう形で考えてみますと、こういう観点からいきますと、私は、現行町名使用可ということでみんなで決めたと思っていました。といいますのも私は、やはりちょっと第１の項目で申し上げましたとおりですけど、応募数によって町名が決まるもんでもないというふうな前例もありますし、多数応募

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 足立委員	のあったやつの中から、ある程度よその町の例見ますとその項目を選んで、その中でまた吟味する中で、またそういう形で選定していくというふうな、そういう意味でいくんで、かえって神崎町の人口が多いから有利というふうなことではないというね。で、私は現行町名使用可でいいと思います。 それじゃ、足立委員さん。 神崎の足立ですけど、一神崎町の住民とすれば、どうしても神崎町の名前にどうしても愛着もありますし、大変好きな町名なんですけども、やっぱり合併するのが大切なように、これは合併のためやったら多分もめるんやないかなというふうに思うんで、今のところは町名は使わない方がいいんじゃないかなと思います。
立石（委員長） 生田委員	ありがとうございます。 生田です。 私も、現行町名を使わないで実施したいと。やはり、今足立さんが言われたように、愛着がある人もあるだろうし、それから委員会で投票するときにはやはりどうしても数が多くなってしまうような危惧してますんで、それでは対当合併というんですから、それにしては余りにもなんですんで、やはりその名称を一応外して、新しい筋の通った名称を考えてほしいな、私はそう思っております。
立石（委員長） 竹國委員	ありがとうございます。 竹國委員さん。 神崎町の竹國でございます。 私も、現行の町名は使用しないで、新しく、新しい何か基準がありまして、その基準に沿いまして公募してはどうかと思っております。ということは、やはり両町の住民の方々が合併に対する認識がより深くなり、町にも、町にと言えばちょっと言葉に語弊がございますが、合併に対する意識が高くなるんじゃないでしょうかと、そういうことも考えますので、現行の町名は使わない方がいいと思っております。
立石（委員長） 正城委員	ありがとうございます。 正城委員さん。 大河内町の正城です。 私も、現在の神崎町・大河内町という町名は使用しない方に賛成します。どちらかといえば、大河内町は、絶対的に合併には必ずしも賛成でない人が随分いらっしゃるんですね。であるのに、もしかして神崎町という町名になればますます反発を感じると思います。ですから、やはり平等なそういう名称をつければいいと思うんですね。平等

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	と言うとおかしいんですけれども、片方に偏りがちな名前はつけない方がいいと思います。
松原委員	ありがとうございます。 松原委員さん、お願いします。
立石（委員長）	神崎町の松原です。 私も同じ意見なんで、は抜きにして、その下からでどれかを考えたらいいかなと思っております。
中塚（副委員長）	次、私、大河内町の立石ですが、私も皆さんほとんどの方がそういったご意見なんです、やはりこの際両町合併するに際しては全く新しい夢のある新しい名前がいいなというふうに考えております。 以上です。 中塚委員さん。
立石（委員長）	中塚です。 これ は両町名を使った名称ということですが、これはかなり愛着を持った人もたくさんいると思うんです。だけど、私はなぜ中学生を含むということを言いますと、中学生以下ですとまた神崎町にも大河内町にもそう偏らないと思うんです。だから、そういう若い人を入れて、若い人に考えてもらったもので名前を考えていけばいいんじゃないかと思っております。
浅田（事務局）	、 の現在の町名は可とする、可とする方ですな。 現在の町名を新町名称に使ってもいいか悪いかという極端な判断なんです、今の皆さんのご意見ですと現町名は使わずに、全く新しい町名を考えようやないかと、意見が大多数であったように思います。そういうことでございます。事務局、間違いありません。そうですね、そういう意見が特に多かったというふうにとらえて間違いありませんか。
立石（委員長）	はい。
立石（委員長）	そういうことでございますので、一応 、 の条件で挙げておりますことにつきましては、当委員会としては選定基準にこれを盛り込まないというためにさせてもらいたいと思いますが、これでよろしゅうございますか。ご異議ございませんか。
立石（委員長）	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それで、次は の両町の地域が地理的にイメージできる名称であること、非常に抽象的な表現ではあるんですが、これをその次に考えて頂きたいと思います。 どうぞ。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺委員	大河内町の小寺です。 ちょっと伺いたいのは、基準としてやはり漢字とかそんなそこに書かれておるくらいやったら、普通当用漢字とかそんなんがあるんですけども、余り難しい、読み書きの難しいのは、やっぱり名前は避けてもうた方がいいと思いますね。 それと、 に合併を記念した名称という分で、ここに委員長が2人言われとった合併を記念した夢のある名称であることとか、何かちょっと入れると思ったりしたんですけどな、私の考え方ですけど。で、合併を記念した夢のある、夢を持てる名称であることとか、そういう。漢字で、漢字の何らかのやっぱり制限というのは設けるべきだと私は思いますけどね。
立石（委員長） 多田委員	はい。 今小寺委員の意見ですけども、それは前から資料の中で総務省見解という形で、新町名称の取扱いについてというようなことでありまして、それを生かしていただいて、募集要項にしてもらったら。
立石（委員長）	当初に申し上げましたように、今新たな議題を一つ一つつぶしていきよったら、5番か6番目、今の話が出てくるんですわ。それは、片仮名はだめだとか、どんな規範というのが出てくるんです。だから、今いろんなことを一遍にやろうってんでもう整理がつかないので、一つ一ついっておりますんで、ちょっとしばらく辛抱してください。 次、ほかに選定基準の中で特にご意見ございませんか。こんなぐらいなもん基準にしといたらええんとちゃうかということでしたら、締めくくりたいんですが、まだ何かございますか。 どうぞ、生田委員。 生田委員 記念した名称というたらどういう、どういうようなイメージかというのわかります？というのは神崎・大河内という、そういうイメージでとるんか、それと混ぜ合わせて作るように考えてええんか、ちょっと若干こういうふうなん書かれた事務局の方はどういうイメージで書かれたんでしょう。
立石（委員長） 浅田（事務局）	事務局ちょっと説明してください。 につきましては、皆さん全域に名称を募集される、こういう選定される、選考といいますか、基準の中でいわゆる合併という一つの記念、こういったものを盛り込んだものを新市また新町の名称の選考基準的なものに、いわゆる全国規模で公募をされたりする場合は、こういったことも視野に入れながら検討されるというふうな流れになっておるところが現状でございます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
生田委員	そういったあたりから、例示としてそういう形でちょっと入れさせていただいておりますけれども、あくまでもこれは例の一つでございますので、こういったものが仮に不要であれば は外しましょうということで、委員各位のご意見であればそういう形で基準を選定いただければいいかと思っております。 いや、私は、長野県の「たてしな」という、「たてしな（立科）」というてええ名前やなと思うんですけど、あれ4村が合併して頭の「た・て・し・な」をとって当て字の漢字を当てとる。そういう記念の仕方もありますんでね、これはそれぞれのイメージは私人さまざまだなと思うんですけども、事務局、どういうイメージでしょうか。
浅田（事務局）	先ほど小寺委員さんが言われましたように、夢のあるというんですか、委員長が冒頭に言われましたそういう意味も若干含んでおりまして、はい。
立石（委員長）	ほかに何かありません。ご意見ございませんか。これ以外に、この列挙して例示してある以外でも何かすばらしいアイデアありましたら。
中塚（副委員長）	私は後でいいです。
立石（委員長）	正城さん、どうぞ。
正城委員	大河内の正城です。
	私はこのくらいでいいと思うんですね。余り多くなると、また選考するのに難しくなるし、余り狭くなると、またいろいろとたくさんのいい名前が出てこないかもしれないんで、そのままでいいんじゃないかと思います。
立石（委員長）	ほかの方、何かご意見ございますか。
	はい。
足立委員	神崎町の足立ですけど、先ほど大河内町の議長さんが言われました夢の持てるということは、多分やっぱり中学生とか、どこまでいくんかわかりませんけども、やっぱり子供たちの夢を持てるような名前ということ、一言入れてもらえへんかなと思うんですけどね。
小寺委員	合併を記念した夢の持てる名称であるというくらいね。
立石（委員長）	ほかに何かご意見ございませんか。
浅田（事務局）	委員長、済いません、確認なんですけれども、 のいわゆる「その他」、新町の「その他」は削除ということによろしいでしょうか。
小寺委員	いや違う、それ入れてもらわなあかんよ。
立石（委員長）	新町にふさわしい名称というのは一番頭に来る、大項目で、7番目

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚（副委員長）	の項目はその他もろもろ以外にふさわしい名前があれば採用しませ、こういう話ですね。そういうご理解でひとつ皆さんお願いします。 じゃ、付け加えるような話ございますか。 中塚委員。 いえいえ、はい、ございません。つけ加えるんやなしに、また話を蒸し返すようなんですけども、今旧町名は使わないということですね。なぜ使わないかということは、人口が神崎町の方が多からということで、意見があったと思うんですね。
立石（委員長）	はあはあ、１番でしたですね。
中塚（副委員長）	だけど、その、いわゆる地理的イメージとかそういった両町の特徴をあらわしてる名称というのがございますね。
立石（委員長）	はい、この、はい。
中塚（副委員長）	それから、歴史とかも。それを使わないでこういう、それを数で採決するようなものでしたら、結局、例えば大河内町にある峰山、また神崎町は笠形、そういう名称も出てくるかもわかりませんね。じゃ、それももし神崎町の笠形が使ってそれに決定された場合、私考えてみて問題になるんじゃないかと思うんですね。
足立（委員長）	その選定基準は数が多いから、選定は数が多いところは多い名前で決まるんですか。
立石（委員長）	それは今からですな。
中塚（副委員長）	それも小委員会で決めていこうと、こういうような。
立石（委員長）	したがって、またそこで協議できるんじゃないかと。
中塚（副委員長）	ほかに何かご意見ございませんか。 それでは、実は簡単なようで非常に入り組んだ複雑な問題ではあるんですが、今大体皆さんの意見を集約してみますと、この検討項目２のシートでは、決まったことは、まず選定の基準は設けるとというのが第１段階で決まりました。 第２段階に入って、この基準の内容をどうするかということで、今例示を含めていろんなご意見が出ました。全く新しいご意見らしきものは今のところは出ておりませんが、これをいろんな文章の並べ方等にもちょっと不備があるようでございますので、事務局の方で記録をとっとりますから、これをひとつ事務局で整理をしていただいて、もちろん私もその中に入っはいきますけれども、事務局とひとつ正・副委員長にこのまとめを一任をさせていただいて、次の委員会でこういうまとめになりました、皆さんこれで委員会としてのまとめ、よろし

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	いですかというお伺いを立てるということで、今日はこの第２段階の話は基本的にこれでいいというひとつご了解だけいただいたらということで、処理させてもうたらいかがでしょうか。 よろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 それじゃ、第２段階の検討、選定基準についてはもう少し文章整理なりまとめをきっちりしまして、今出ました皆さんのご意見を反映する形でひとつまとめ上げて次の会に提案をさせていただきますが、そういうふうにやります。 事務局、よろしくお願いします。 それでは、開会後約１時間経過をいたしましたので、一遍ここでトイレ休憩を兼ねまして約１５分ぐらいですか、２時５０分まで休憩をとりたいと思います。 暫時休憩いたします。 午後２時３５分 休憩 午後２時５０分 再開
立石（委員長）	それでは、時間も参りましたので会議を再開いたします。 続いて、検討に入っていきます。 事務局、３番以降のシートを一くくり一括して配付してください。 〔資料配付〕
立石（委員長）	それでは、資料が検討項目の３から７までが配られました。これに基づいて検討をしてまいります。 実は、検討項目２については、先進地事例なんか見ますとやっぱり協議会で一番もんだところがございますし、後々問題めくれてとんでもないことになるというような項目でしたんで、ちょっと時間を割いて皆さんの意見をお聞きし時間をかけました。検討項目３から７までにつきましては、休憩前に出てました具体的なお尋ねの中のことを今から検討するわけでございまして、検討項目３は募集の周知方法という項目でございます。 これにつきましては、ちょっと案について周知方法について事務局から説明をしていただいて、後、皆さんのご意見を伺う、こういう段取りでいきます。 事務局、説明してください。
浅田（事務局）	それでは、お手元、検討項目の３ということでシートの方をご説明をさせていただきます。 先ほど１、２の方で協議いただきましたあたりをいわゆる実際に要

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	領を作って一般の皆さん方に募集をかけていく際の方法なんですけれども、一応想定できるものといたしましてそこに掲載をさせていただいております から までの部分を想定させていただきます。 まず1点目が、合併協議会だよりを発行しております。その関係に記載をする。 もう一点は、神崎・大河内両町に広報誌が出されておりますので、そちらの方に掲載。 それと、合併協議会の方でホームページを立ち上げておりますので、そちらの方でのPR。 それから、神崎町にはケーブルテレビ、大河内町には有線放送、こういったメディアを使っのPR、それとあとは新聞というふうな形での周知方法をすればどうかというふうに思っております。 それからもう一点は、その他ということで、これは他の合併協議会でも事例が多々あるんですけれども、いわゆる自治会、両町で言います区長会ですね、区長会等で応募用紙の配布、また回収をお願いしていはどうかということも一つの案という形で持っております。 こちらの方は幅広く多くの方の参画をいただければというふうな形で、他の協議会でもされておりますので、私どもの方でも例示という形で少しそちらの方に書かせていただきました。 以上でございます。 ただいま提案の説明がございました。 身近なメディアを使って周知するというのが内容のほとんどでございます。これにつきまして、周知の方法で特に皆さんの方でご意見がございましたら聞かせていただきたいと思います。 どうぞ、生田委員。
生田委員	の新聞紙上というのは新聞でそういう、新聞、ニュースとして流すわけ、事務局、どういうふうに思ってます、それについては。
浅田（事務局）	新聞という、ニュースという格好で記事という形でやろうかと思うんですけど。載せていただけるかどうかという問題も当然あるんですけども。まだ。
立石（委員長）	質問、これ以外ありますか。
多田委員	多田委員。 神崎の多田です。
	この方を から まで、ここの を、その他であります、これは区長会等をお願いしてやはりチラシを配っていただくというふうなことで、まず一番周知されるということと、あわせてその回収につきまし

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	てもやはり区長さんのそういう力が多いんじゃないかと思いますんで、そういうことを考慮していただければ。だから、その他でなしに、区長さんをお願いした分だけ入るというふうな形でいかれたらどうかと思うけども。
多田委員	ただいまそういった意見が出ました。中身は、やっぱり区長さん方をお願いしてということには変わりはないと。だから、その他でない項目で、手を煩わすけれども、できるだけの協力をという、そういう意味ですね。
立石（委員長）	そういう意味。 はいはい、わかりました。
小寺委員	小寺委員。 大河内の小寺義裕です。
	私も区長からというような形で、2町だけですし、2町の住民さんに周知徹底をするのであれば、この検討項目の冒頭、当然地元でいけると思うんです。だから、必ず応募用紙でないと応募できないというふうなことであれば、だれかに配布していただかんならん、回収もなんやけども。この応募の方法等で、この中で、応募用紙とか、それからファクス、Eメール、普通のはがきもいいし、ホームページでというようなことを選ぶのであれば、わざわざ区長さんに、現在でも区長さん非常に1回しか1カ月に配って回らへんので、住民のところへ持っていったって住民がほとんど読んでいなくて、そのままぼっとほかすという家がようけあります。1回に6つも7つも配ってくる、配った方に1枚応募用紙が入っておると、多分もらった家は応募用紙は1枚しか応募できないのかということもあるし。 それから、私は一番初めに言いましたように、対象者の問題。だから、1軒に私は小学生なら小学生以上、それもまだ決めてないけども、小学生以上なら小学生以上で1軒に1つしか応募用紙がないと思うんですね。ということは、全員を対象だとすると、その家に家族がもし5人その家で、書くにしても、5人おれば5枚ほど要るかもわからんし、そういうことを考えると、今区長さんが応募用紙をその家に5枚持ってくるということもあるので、私は今こういうことやってますよというふうなことで、募集の周知のチラシぐらいだったら区長さんに配ってもらってもいいと思いますけども、ほかの集めるとか の応募方法等については、やはりはがきとかそんなんやってもうた方が私は手軽、それとある程度の募集期間というのが検討項目4に出てあるんですけども、期間はおおむね大体長く見て2カ月ぐらいですか

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 多田委員	ら、そうなりますとそっちの方が私はやりやすいと思うんですね。 それで、一番初めに公募の範囲というところを両町の住民ということになったんですけども、そこらもちょっとさかのぼる問題ですけども、これは副委員長さんは中学生以上とかという発言がありましたし、私は小学生以上と発言したんですけども、それと以上で全住民としております。そこらも決めてもらうて、それからこの中にこれの次に検討で入らないと、1家に1世帯に1つしか応募できないということですので、また情勢が変わってくると思いますので、この点について考えてもらいたいと思います。 ほかにご意見。 多田委員。 多田です。
立石（委員長）	私がお願いしたのは、こんな、これ浜坂と温泉町の合併ですね、こういうようなものを区長さんに手を煩わせて各戸に配っていただけたらと。より周知されるんじゃないかなというふうに思います。 大事なことなんであらゆる手段を講じて大いに周知されるということが課題じゃないかなというふうに思ってます。 ほかにご意見ございませんか。 じゃ、私の方からひとつ。私の理解について申し上げますと、募集をする方法ですね、周知方法、皆さんに知っていただく方法というのは、合併協議会だよりも発行してますよ、広報誌もありますよ、またインターネットをやられる方はホームページもありますよと、でも周知できますよと。それと、神崎町の場合はケーブルテレビがあります、大河内町の場合は有線放送やってます。いわゆるこういった伝達手段を使って、募集を周知していくと、全住民に行き渡るようにね。中には、協議会だより読まん人もある、また広報誌を読まない人もある、そういう人たちには耳から入ってくる方法もある。こういうメディアを使いながら広く周知をしていく方法をとりたいというのが事務局の現在のところ提案でありますから、私はこれにつけ加えてご意見がありましたらという思いでおりますので、なければ当委員会としてはこういうメディアを最大限に使うということでひとつまとめをしてもらったらな、こういうふうに思うんですがいかがでしょう。
中塚（副委員長）	よろしいですか。 よろしいですが、チラシなんか作った場合、やはり各戸配布ということで。
立石（委員長）	そうですね。そのときは、区長さんとか隣保長さん通じてやる。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚（副委員長）	そうですね。
立石（委員長）	そうですね。両町にとってはもう何十年に一遍の大事業ですから、
	みんなで協力してやろうやないかという今回の方法ではなかろうかと思
	います。これは私の意見も全く同感です。
	そんなことで、周知方法は当委員会としてはこういうメディアを使
	って周知していくということでご確認をいただいたということでまと
	めてよろしいですか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	それでは、事務局、そのようにひとつこれから進めてください。
	急いで悪いんですが、次に参ります。
	検討項目の４番は募集の期間でございます。
	この案件について事務局の方、ちょっと説明を求めます。
浅田（事務局）	検討項目４につきましては募集の期間ということで、募集の期間は
	先ほど多田委員の方から言われました先進事例を、と言いましてもや
	はりおおむね１カ月程度、１カ月半程度の募集期間をとられておると
	ころもあるように聞きます。やはり、おおむね１カ月程度の期間かな
	というふうに思っております。その後は、いろんな絞り込みの作業と
	かといったものがまた入ってこようかと思います。
	広く一般の方に新町の名称を募集する期間としては、１カ月程度が
	一番いいのかなというふうなことで挙げさせていただいております。
	２点目の期間につきましては、全く空白にさせていただいております。
	ただ、郵便、いわゆるはがきとかというふうな封書の部分につき
	ましては、日にちが決まればその日にちの決まったものについては、
	他の協議会においても大体消印有効というふうな取り扱いをされてお
	ります。期間につきましては、当協議会におきましてはさまざまな諸
	問題を持っておりますので、その辺のあたりも十分検討した上での日
	にちが入るのかなというふうに思いますので、空白にさせていただ
	いております。
	以上です。
立石（委員長）	ただいま説明のあったとおりでございます。
	募集の期間はおおむね１カ月というふうな提案でございます。ま
	だ、日にちがなかなか現時点では入れられないという状況でございま
	すので、委員長としては第２委員会の作業の進捗とあわせながら、最
	最終的に期間に十分余裕を持って間に合うような期間を見計らって募集
	をかけると、こういうことがベターではないかというふうに私は考え
	ております。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
松原委員	この問題について特に委員さんからご異議等ございませんか。そういう扱い……。 どうぞ、松原委員。 神崎町の松原です。 私も区長しとるわけですけども、応募の期間ですと、いわゆる決められないということなんですけども、ちらっと区長会、区長さんから各隣保にそれを配るのであれば、大体区長が配布するのが月末なんですよ。それぞれの組とか隣保とか、そういう常会というのが大体１０日までということなんで、とにかく区長さんが配布するようなチラシとかそういうのがもしあるのであれば、月末の３０日、３１日になるその前に、２８日ぐらいまでに区長さんの方に配っていただければありがたいなと思うんです。
立石（委員長）	ただいまのは取り扱いの要望ですね。
松原委員	そうですね。
立石（委員長）	はい。ほじゃ、そういうことですので、チラシその他資料は早目にひとつ、募集期間は１カ月であっても資料は早目に、区長さん方お手を煩わそうとするなら早目という要望ですんで、事務局についても記録よろしくをお願いします。 ほかに何かございませんか。
多田委員	多田委員。
立石（委員長）	大体いつごろからのという目途は。
立石（委員長）	スケジュール的には、事務局どうですか。大体のことでいいです。
浅田（事務局）	何月ごろ。
浅田（事務局）	現在のところ具体的なことは何も持ち合わせておりません。ただ、委員長が言われましたように、新町の第２委員会が、新町建設計画小委員会、こちらの方との整合性もあるんですけれども、若干新町建設計画の方は県教委とかいろんな事前協議がたくさんございますので、そちらの方がやはり先行する形になるかもわかりませんけれども、大変恐縮なんですけれども、現時点では例えば秋とか年内とかといったところまでの具体的な案も現時点では持っていないのが現状でございます。
立石（委員長）	以上ですか。
多田委員	はい、ありがとうございました。
立石（委員長）	事務局、我々が心配するのは、例えば法的な縛りの中でそれまでには何とかというぎりぎりの線というのがありますやろ。これだけちょっと聞かせておいてくれます。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	恐らく来月に参議院の関係でいわゆる新法の法案が通過をするという形になれば、現行法の特例法が１年延長されて１７年３月までに、３月いっぱいまでに県知事の方に合併協議会の各手続の申請書類を提出して、１８年３月いっぱいまでに合併をすればいいという形になるうかと思います。 これは現段階でまだ新法が国会等を通過しておりませんので、その審議を待たなければなりません。そういう中で、来年の３月に仮に名前等が具体的に決まっていなければ、その時点では例えば〇〇町といった形での申請という部分では、現時点のところで可能であるというふうなことも聞いておりますので、そのあたりにつきましては新法の経過とあわせながら調整する必要があるのかなというふうに思っております。 以上です。
立石（委員長）	お聞きになったようなことで、かなりの時間というのはどうもあるようでございますので、いつの期間、具体的な月日までは現時点ではありませんが、少なくとも来年の３月には無事審議がというのかな、それまでには格好つかないかなだろうと。ゆっくりするわけじゃありませんが、条件が整い次第そういう方法で進んでいったらなという思いで、当委員会はこの問題をまとめ上げると。こういうことでよろしいですか。特にご異議ございませんね。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	それじゃ、項目４については、ただいま一、二、ご意見あるいは要望が出たことも加味しながら、ひとつ今後の取り組みの中に生かしていきたい、こういうふうに思います。 それでは、検討項目４は基本的に確認いただいた、こういうことにいたします。 次、検討項目の５は応募の方法、応募の条件等ということではいろいろと方法が書いてございます。 これにつきまして、一応事務局の方から簡単に説明をしてください。
浅田（事務局）	それでは、検討項目５についてご説明申し上げます。 検討項目５につきましては、応募の方法・応募条件等につきましてでございます。 まず、応募の方法なんですけれども、１点目には合併協議会が作りました応募用紙といったものを今後作っていききたいというふうに思っております。当然、当委員会にもこういうものでどうですかといった

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ものにつきましては、今後またお示しをしていきたいというふうに考えております。 それから、ほかにはファクス、またＥメール、それから封書、はがき、ホームページ、こういったものを使いながら応募をしていたでく、そういうことで挙げさせていただいております。 ２つ目に、応募の条件ですけれども、こちらの方が先ほど出ておりますいわゆる小学生、中学生、そういったものも当然入ってこようかと思えますけれども、現時点ではそこまで言及いたしておりません。とりあえず、応募は１人、これも検討項目ですけれども、１点とか３点とかいろんなケースがあるんですけれども、１人が２点までとする。ただし、なお同一の方の同一名称は１点として取り扱うというふうなところに書かせていただいております。 それから、応募していただく、出していただくところですが、神崎町・大河内町の両町役場など、それから協議会の事務局、それと大河内にはセンター長谷がございますので役場のセンター長谷支所というふうな３カ所の、等４カ所の場所を考えております。 それから、記載の内容なんですけれども、３つございます。 まず１点目が、新町の名称というふうなことで、漢字、平仮名、片仮名書きという形で書かせていただいております。そして、漢字には当然振り仮名をつけていただくというふうなことを条件にしたいと思っております。 それから、その名前をつけられました意味または理由、これこれこれでこの名前にいたしましたというふうなところを書いていただくというふうなことにしたいと思っております。 それから３点目に、応募をされた方の住所・名前・年令・生別・電話番号というふうな形で記載をしていただくというふうなことにすればどうかなという一つの案でございます。 以上です。 説明が終わりました。 先ほど来いろいろと具体的な質問なり意見が出ておりますが、その中で特にご意見がございましたら賜りたいと思います。 はい。
立石（委員長）	神崎町の足立です。
足立委員	先ほどの年齢というんですか、小学生・中学生をどうするかとかの提案があったんですけど。応募条件の中に入っていないので、説明があったのであれば、ここに１つだけは入らないと。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	私はそこまではちょっと小学生、中学生という、これまでも考えておりませんでしたし、それは両町住民というふうなことしか考えておりませんので、いわゆる年齢制限までのところはちょっとわかる案を持っておりませんでしたので、その辺は検討いただければというふうに思っております。
立石（委員長）	それでは、ここに載ってる以外で、いわゆる小学生以上、応募の条件の中で、この年齢の問題、対象年齢の問題ですね、小学生あるいは中学生というご意見が出ておりますが、これの考え方について皆さんのご意見をやっぱり伺わないかなだろうかと、こう思います。 したがって、この応募の年齢をどこまで下げていくのか、これについてひとつ考え方みたいな、今度は松原先生から意見を伺いたいと思います。
松原委員	余り小学生以下の子はちょっと考え方も、それはまともらんと考えますんで、できれば小学生以上ということで。
立石（委員長）	中学生ですか。
松原委員	小学生。小学校以上。
立石（委員長）	なるほど、小学生以上に。
松原委員	小学生以上の人で応募してもらう。
立石（委員長）	次、正城さん。
正城委員	大河内町の正城です。 私は別に年齢制限を設けない方がいいと思います。幅広く両町に住所を有する者からということでいいと思います。
立石（委員長）	竹國さん。
竹國委員	今考え中です。
立石（委員長）	そうですか。また後で。 生田さん。
生田委員	私も第1項目ですか、住民から求めるということでしたんで、別に何歳でもいいと思うんですけども、当然出てくるとは思いますけども、平仮名とか片仮名、アルファベットということを読めるということになれば、小学生でも十分に合うし、漢字にしても難しい漢字をどうするかという話も出てましたんで、その辺のことも課題があるんですけど、別にだれが出そうとだれが応募しようと、私はいいと思います。
立石（委員長）	いうことは、特に制限しなくてもいいと。
生田委員	いや、年齢はね。
立石（委員長）	次、足立さん。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立委員 立石（委員長） 小寺委員	足立ですけども、小学生以上がいいんじゃないかというふうに。 小寺さん。 小寺です。
立石（委員長） 多田委員	私も前から言うてるように一応小学生以上。 多田さん。 多田です。
中塚（副委員長） 立石（委員長）	特に、私は制限を設ける必要ないというふうに思います。 私は小学生と言いましたですけども、小学生以上の方というか。 私もですけども、特に何歳ということもございませんので。
竹國委員	今出ました意見を総合しますと、年齢制限はしなくてもいいだろうと。小学生、対象は最終的には技術的にも小学生以上ということになるかと思います。、制限なしということになれば必然的に小学生以上ということになるかと思しますので、当委員会のまとめとしては、特に応募の年齢制限はいたしませんと、こういうまとめでよろしいですか。 よろしいですか。 竹國さん、まだ聞いてないけど、よろしいですか。一言どうぞ。
立石（委員長）	私も、例えば各家庭に応募用紙が来たと、そういうことになったら家族の中で多分相談すると思うんです。小学生の意見もあり、中学生もあり、それをどの名前で応募するかということもあるんでね、そういうことがありまして制限がなかったもいいんじゃないかなと。
多田委員	ありがとうございます。 お聞きのように、ほとんどの方が制限しなくてもいいだろうという意見でございます。そのようにまとめをしていきたいと。 そのほか、特にご意見等がありましたらどうぞ。 はい。
立石（委員長）	神崎の多田です。 応募先ですけども、一応役場あるいはセンター長谷というふうになっておりますが、出来れば各地区の区長さんに持っていけば役場に持って行っていただけるというような配慮をいただければありがたいと思います。そうせんと、封筒か何かでないと一般の人は届かんのですね。
立石（委員長）	応募方法ですね、周知の方法でも若干出ましたように、応募の方法はいろんな手段があると。ファクスもあればEメールもあるし、こういう手段を使うこともできますし、また応募用紙を各戸に配って、区長さん、申しわけないけど区長さんが配るという方法もあるというこ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
生田委員	とでね。こんな扱いでしてもうたらどないですやるね。これも方法の一つだということですね。 それで一番問題なのは、生田ですけど、区長が預かったはいいわ、1日ずれたわというようなことになったら困りますわな。だから、そういう方法もある、委員長がおっしゃったようにそういう方法もあるけどもというところでしゃあないん違いますか。こういうなんは、でも預かったわ、応募今日締め切りやったというようなことになったらえらいことになりますんで、だから郵便なんかやったら切手張らいでも出せるようになるし、ファクスやったらそのまますっぴんで行くし、そういう最初のもう一つの案の考えがあったように、そういう方法もあり得るということ。
立石（委員長）	それでも、私も実は事務手続の話と新町の名称の字の使い方の話、これは皆さんに是非協議してもらったかなあかんでいうことでございまして、後のことはいわゆる事務レベルの話なんで、こういう方法でやりたいという範囲の中でまたひとつ一番いい方法、経費が少なく、しかも一番というふうな方法というのは事務局レベルでひとつ頭をひねってもらおうというぐらいな私は思いでおるんですが、そんな扱いさせてもうたらどないでっしゃろ、 いわゆる新町の名称のつけ方、仮に平仮名、片仮名あるいはローマ字みたいな話がありますけれども、ここらは十分確認だけはしといてほしいと、こういうことで。 それと、多田委員から言われてましたように総務省が指導しとる、変な名前使うなよという指導がありますわね。それなんかで言いますと、漢字、平仮名、片仮名っていうのは、そういうもんはクリアできるもんかな。
生田委員	事務局が提示してくれてたこの案ぐらいで、ほかに大きな問題点等ありませんか。
立石（委員長）	いや委員長、生田ですけど、新町の名称は平仮名とか片仮名もオーケーということ。
浅田（事務局）	これどないですか、見解としては。 事務局。
浅田（事務局）	漢字に平仮名大丈夫です。事例としまして山梨県の方で南アルプス市とか。
生田委員	いや、それはあるんはあるんやけども、それはさいたま市でもね。果たして東京の近くの大都会で平仮名で「さいたま」なんかいうたら私はどうもぴんとこないんですけどね。皆さんそれでいいという

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 浅田（事務局）	ことでしたらそれでもなんですけど、私はやはり漢字でそんなに難しい、どないいうんか、中国のあんなややこしいような漢字やなしに普通使ってる当用漢字ですか、あの漢字で当然振り仮名はつけないけませんけども。どうもぴんとかないんですけど、ほかの委員さんはそれでよろしいんでしたらまあいいんですけど。 どうぞ。
生田委員	ただ、使用できない字句といたしまして、算用数字、数字ですね。数字と外国語につきましては使用ができないという一つの見解がございまして、それ以外の漢字、平仮名、片仮名ということだったら字句は使えるということなんですけれども。
立石（委員長）	総務省の案でね。それはそれも一つの方法だと思います。私の意見としてはここで言うべきかしりませんけども、平仮名や片仮名でそんなんはやめた方がええと思うんですがね。それは選定の方でまた規定があると思いますので、そういうことでちょっとだけ言っときます。
生田委員 立石（委員長） 松原委員 立石（委員長） 小寺委員等 立石（委員長）	今ええ意見が出まして、今の意見はもうほんでややこしいことをせんとやっぱり町名は漢字でええんやないんかいと、こういう話でございまして、ほかの委員さんどないんですか。もう平仮名や片仮名はもうあかんど。条件としてもうこれ漢字で書いてくれと、こういう提案ですが、どないですか。 私は漢字がいい。 ええ、ええ、生田委員はそういう提案をされとる。 いや、私は平仮名でも片仮名でも結構だと思います。 ほかの委員さんどうですか。 いっしょです。
委 員 立石（委員長）	この範囲やったらそういうふうには制限しませんよという考え方ですか。 はい。 はい、ほんじゃあそういうことで意見は意見として記録にとどめておきます。
小寺委員	それでは、新町の名称の……。 委員長、ちょっとこの辺の応募の点数ですわ、これをほかのところは1点、1人1点のところもあるし、案としては1人1点になつとるという、これを1人1点になるのか、2点になるのか、3点まで認めてやるのか、そこらを一回検討してみたらどう。
立石（委員長） 小寺委員	あなたの場合の意見はどうですかね。 私の場合は1人1点でええと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	今、１人１点でよいという意見が出ております。ほかの皆さんのどのようにご意見をお持ちですか。
多田委員	多田委員。 数町であれば２点以上でもいいと思うが、２町ですので２点以上はカットすべきだと思います。
立石（委員長）	それじゃあ、これももう問いかけですから、足立委員から。
足立委員	それはもうその方がいいと思います。
立石（委員長）	その提案のとおりでいいと。
生田委員	生田さん。
生田委員	私もそれでいいと思います。
立石（委員長）	竹國さん。
竹國委員	私もこれでいいと思いますが、どういうふうに、１人２点なんでしたら、その次のことを言ったらなんですが、１世帯にどれを対象にしているかということですね。それによって物すごく多くなるということも考えられますので、どこをどれだけの対象にして１人２点にするかということですね。
立石（委員長）	事務局、これを解決せなあきませんが、どういうふうに思うとんのか、これちょっと説明してあげて。
浅田（事務局）	はい。いろんなケース見ながら１人１点または３点の中でこういった同じ名称を３つ出していただくとかというふうないろんな提案されて、その中で２点というふうな方法をとりましたんは、やはりそういった中で名前を真剣に考えてくださるといった中で、このあたりは例えば例示申し上げますと兵庫の真ん中にあるから兵庫中央町とか、兵庫の播磨の奥にある奥播磨町とか、そういったいろんなことを僕個人で考えていきますと、いろんな先ほど松原委員さんの方から出ましたような峰山、笠形とか、いろんなことが歴史、文化、地理的条件、いろんなものをできるだけ考えていった中で、やはり１点というよりもむしろ２点ぐらいは集めた中で、数の原理どうこうといった問題につまましてはまたそういう機会の中で絞り込みの設定基準というものを作っていただければいいかなと思うんですけれども、やはり幅広くいろんな名前を求めていく中で、こういう形で１人２点というふうなことをちょっと案として作らせていただきました。
竹國委員	以上でございます。 特に、深い意味はございません。 そうではなくて、１人というのは１軒に１人とか、もう対象が小学生以下でいいということであるか、それをちょっとお伺いしたかった

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺委員 竹國委員 浅田（事務局） 竹國委員 小寺委員 竹國委員 立石（委員長） 竹國委員 立石（委員長） 正城委員	んですけども。これはまだ今から決めることかも知れませんが。全員や。 全員。 家族が3人、子供さんが3人いらっしゃったら3人が1点ずつ出しても結構ですよと。 人口の数だけあるということですね。 基本的には。 そうです、基本的に。わかりました。 よろしいですか。 はい。 それでは、正城さん。 私もこの1人2点内としていいと思いますが、応募用紙、私もう一つ合点がいかないのでも聞んですけども、どのようにして配布されるのかわかりませんが、例えば1人2点までということなれば、1軒家5人おれば10枚ということですか。どのように配布されんですか。それが一つ聞きたい。先の議論かもしれませんが、ちょっと私合点いかないのでも。
浅田（事務局） 正城委員 立石（委員長） 松原委員 立石（委員長） 浅田（事務局）	大変申しわけございません。そのあたりは、いわゆるこれらを今日審議いただいて、まず応募仕様書的な素案を出していただいて、その中で先ほど出ておりましたような区長さんをお願いして配布回収方法にするか、先ほど言った応募用紙の配布方法、回収をどうするのかといった問題につきましても、次のステップぐらいで具体的な委員会での絞り込みとか、こういった部分をご検討いただければどうかなというふうな思いはいたしておりますけども、本日の段階での先ほどお伝えしておる、案というのは特に持っておりません。 わかりました。 じゃあ、松原委員さん。 私もそのままで1人2点というふうなことでいいと思いますが、何かほかに募集したときに余り多く集まらなかったとか、そういう心配はないんでしょうかね。思ったより少なかったとか、多いよりも少ない場合に困ると思うんですけど。 事務局そのような委員さんの声が出てますが、どうですか。 そういうところもございまして、先ほど両町の区長さんというふうな声もありましたように、他の協議会ではそういう区長さんを通じられて各家に付されて、広く応募ができるような形もとっておられますので、その辺も先ほど正城委員さんがご質問なされたようないわゆる

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 松原委員 立石（委員長） 生田委員 立石（委員長）	家庭のですね、1人の枚数という、世帯数の枚数、そういったものを含めた問題を、ご検討を協議会の中で協議いただければというふうに思ってます。 事務局の方もそちらについては本日は案を持っておりませんが、今後そういった本日出ました問題につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。 よろしいですか。 はい。 ほな、生田委員さん。 いいと思います。 今、ほとんど皆さん方がお聞きのとおり1人2点までと、ええやないかと、こういうご意見でございますので、こういった募集要領で決めていただきたいと。小委員会案としてそういうことに決めさせていただきます。
多田委員	1点、後の検討項目の7で出てきますその応募の作品の権利の件につきまして、合併協議会あるいは町に帰属する。また、2点目の趣旨を損なわないように変更できるということですけど、ということでこれ名称を若干変えるということですね。
立石（委員長） 多田委員	はいはい。 ということは、ここでは応募、募集をするときに起債しておかないと。
立石（委員長）	わかりました。ただいまのご意見は、後で検討項目に出てくるんですが、それは当然のことながらこういったことは記述して示すべきやと、こういう内容でございますんで、これは事務局配慮の中でそういうふうな扱いをひとつお願いしておきます。それでよろしいですね。
多田委員	はい。
立石（委員長）	検討していただく中身の濃い部分については大体以上でございますして、あとは事務的な処理の中で最適な方法をとっていったらということで、検討項目を終わりたいと思いますが、よろしいですか。
立石（委員長）	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ありがとうございました。 それでは、走って悪いんですが、次に検討項目6に入らせていただきます。 いよいよ応募が済んで名称選定の方法に入るわけなんですけど、これについてちょっと事務局が作ってくれた案を説明してほしいと思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	事務局。 検討項目 6 のことについてご説明申し上げます。 先ほど、委員長の説明ございましたように、応募後のいわゆる選定基準、先ほど出ておりましたようなまだまだそういう機会で規定といえますか、内部的な統一をしていただくことが多々あると思うんですけれども、おおまかな一つの流れといたしまして、選定基準を決めましたよ。そして、最終的には合併協議会でもって選定をするという形になるんですけれども、当協議会におきましては小委員会が設置をされております。その中で、小委員会においては次の 2 つの選考をやればどうかなというふうな案を持っております。 まず、第 1 次選考といたしまして、小委員会の各委員が 2 点以内を推薦し、集計の上、上位 3 点を決定すると。ただし、協議によりそれ以外の作品の中から 2 点以内を選定することができるというふうなこと。このただし書き事項につきましてもひとつ検討いただければというふうに思います。 先ほど、小寺委員さんの方から出ておりましたような数よりもいわゆる夢のある名前といったものが出てきた場合に、こういった選考基準を設けたらどうかなというふうに思って書かせていただいております。 それから、第 1 次選考が終わりまして、第 2 次選考という形の中で委員がそれぞれ 1 点を推薦し、集計結果を参考に協議により決定をしていくという形で、小委員会でまとめて選定結果をすぐに協議会へ提案して、協議会でお認めいただければ最終決定という形になるという一つの方法案を上げさせていただいております。 以上です。
立石（委員長）	今、説明があったのが、今事務局が考え出した案でございます。 これ随分と見ていただいたら非常に委員会で大きな選定のいわゆる責任ですか、そういうふうなものがうんと重い形での形になっとうように私は思うんですが、皆さん何かこれ以外にいい案がございましたらひとつ提言をしていただけたらなと思います。どなたからでも結構です。
小寺委員	小寺委員。 ちょっと私はこの案ですと余りにも名称の決定権というのが小委員会に偏っとうというみたいな感じがあるんです。それで、当然私の案としては事務局案では各委員が 2 点以内を推薦し上位 3 点、ただただし書き等によりというあと 2 点、最初 5 点という案ですけども、最初

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 生田委員	5点を選んだ段階で次にはやはり法定協議会の場に私は移すべきやと思うんですね。ということは、法定協議会委員は8名の委員さんがおられますし、私はこの協議会の場合には10人だけの協議と思う。やはり最終的に決めるのは第2次選考というのは法定協議会の場に移し、その中で第2次選考で絞ったものに対して5点の中から各委員がそれぞれ1点を推薦いただいて、集計結果を参考に法定協議会の中で決定するというのんが、私はやはり法定協議会の尊重という礼儀。でないと、この案でいくと第2次選考まで小委員会で行いますともう小委員会の中で1番から5番までの順位を決めて、法定協議会の中に持って行って、法定協議会で、小委員会は1から5以上の決定ですであれば何かちょっと法定協議会の役目というのをちょっと軽視したと私は感じを受けておるんで、非常に名称というのは重要な問題だと思いますので、できましたら最終の決定については5点なら5点の中から法定協議会の委員さんの中でやはり選んでいただく方が私はいいんじゃないかと思います。私なりの意見です。 何か。 私も初めこれ第1次選考はここでやらせてもらう、この委員会だと思っただけですけど、第2次選考までするということになれば、合併協議会は後追いのような感じになってしまって、ような感じに思っただけですけど、第2次選考というのは合併協議会において選定することだと思っただけで、そこで第1次選考した中から選んでもらえるんだと思っただけですけども、これでしたら今小寺委員が言われたように全部ここで決めてしまうということになりますんで。
立石（委員長） 竹國委員 立石（委員長） 正城委員 立石（委員長）	竹國さんどうですか。 私も小寺委員さんの意見に賛成いたします。 同じですか。 正城さん。 同じです。 もう正・副議長へ行くまでもなくどうもそういう感じになってますね。
松原委員	どうぞ意見言うてください。 意見やないですけど、ちょっとお尋ねしますけども、これ2次選考、2次の中から各委員がそれぞれ1点を推薦し、集計の結果を協議により決定するやから、ここで何点か出てくるでしょ。
小寺委員	いやいや、違うがな。1次選考で5つの委員の小委員会やりますやろ。もう一点は、各委員をもう一遍5つの中で、もう一遍各委員がこ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 浅田（事務局）	れでいくと一つずつ選ぶだけの話や。 いや、ちょっと、事務局お答えお願いします。 これはあくまでも一つの事務局の案というか、たたき台という格好で考えていただければこの２点とか、３点とか、また候補を絞って何点にするとかという部分は、当委員会の方でもしこれはあくまでも事務局の流す状態というふうに作ったものではございません。ですから、全くの一つの流れるに、１次選考で例えば委員さんで１人５点ずつでその中１０人ですので、５０点出た中で例えば１０点を１次選考で選びます。そして、それを協議会に諮ってその中から投票するなり、これが決まりというふうなことを、いわゆる選定していく一つの基準としてご検討いただければという形でちょっと書かせていただいておりますので、その辺ご了承いただければというふうに思います。 ですから、この２点とか３点また１点とかという意味は、特にほかに意味は持っておりませんので、こういう流れの中ですべて思っております。それは協議会の中でお決めいただければというように思います。
松原委員	再度確認しますよ。だから、２次選考で協議会の選考までには何点か出てきてるわけなんですよ。
浅田（事務局） 立石（委員長） 多田委員	そうです。 どうぞ。 この１次選考、この案で見ますと一応この委員会でやられるのは３点か。
小寺委員 多田委員	最高５点。 いえいえ、ただし書きが仮にない場合は出てこないということですね。 そうそう、うん。
多田委員	ただし、もうちょっと点数を増やしてこのただし書きを消したらどうですか。 この２次選考は……。
立石（委員長）	今のご意見として、ちょっとここでお諮りします。 実は、この名称選定の方法についてはいろんな方法があるわけですね。委員だけでなしに市議の著名な方、文学者であったり、歴史学者であったり、そこはできるだけまぜたらどうかというような話も出てきますんで、今回はこの件についてはひとつそういった意味を、もう５分間だけ皆さんのご意見を聞いて、今日は結論を出すことをやめまして、まだまだ時間ありますから。さらに検討を、皆さんの意見をお聞きするのにいろんな案を作って次回にさらなる検討をして結論を出

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
生田委員	すと、こういうふうな扱いにしたいと思いますが、いかがでしょうか。 なかなかこれ、今日こんなもんこれでいきましょかとはいかないと思う。 確かに新町の町名の決定、この小委員会ですから自分らで提案したの、それは名誉なことないんですけど、しかし果たしてそれで合併協議会の方が覆し、意見の言うところがないということになれば、また今度問題になるやろし、その辺のことも考えとかなあかんじゃないかなと私は思うんですけどね。
立石（委員長）	いや、もっとさかのぼった、私の意見言います。議会の意見なんです、この募集した名前を決定するんで、広くから集めて、その審査もやっぱり幅広い会議の中で私はいろんな知識や物をまじりながら一つのものを作り上げたという格好が望ましいなと私自身はそう思うんです。
生田委員 立石（委員長）	ということは、この委員会の話にまた第三者の人を委託する。 だから、今回結論が出んというのは、選定の方法論、組織の作り方から一遍検討せないかんから、今日じゅうにはちょっとできんと思うんです、結論が。これでいこっちゃうのはなかなか難しい。今から2時間かかってもらって無理やろうと思う。だから、この検討項目は一応議論したということで、この結論を保留にさせてもらって次回まで持ち越したいと。その間、皆さん出た意見を参考にしながら事務局とまたすり合わせをして、何かの2種類か3種類ぐらいの案を提示してするという方法もええんじゃないかというふうに私は思うんですけどね。これ私からのお願いと提案ですが、そういう扱いに、どないですか。ご異議ございませんか。よろしいですか。
立石（委員長）	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ありがとうございます。 それでは、これは結論保留ということで、ちょっと触れたということにさせていただきます。 それでは、新町の名称の最後の件、本日の予定の最後です。
浅田（事務局）	7番、まず公表等ということで書いておりますがこれの説明を事務局してください。 当然、一般の方たくさんから応募いただくわけですから、当然公表をしていく必要がございます。そういった中で、小委員会でもこれもお検討いただきたいんですけども、決定時点で中間報告を行い、協議会で最終決定というんですか、ある程度何点かの候補が絞られれば

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	一度中間報告を行い、そして最終協議会で決定すれば公表するという形ですればどうかというふうに思っております。その公表の仕方については合併協だより、また広報紙、ホームページ等を通じて発表するというような形にさせたく思います。 また、これはその他という項目になろうかと思うんですけども、作品、いわゆる応募された作品に関するすべての権利は協議会に帰属するというようなことと、先ほど多田委員さんの方から出ておりました応募された作品については、その趣旨を損なわない範囲において変更することができる。このあたりの先ほどの検討項目6のいわゆる選定をしていく中ではほとんど基準の項目に入ってくようなかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 以上です。 ただいま説明がありました前段の分は、これはもう委員会として事務局サイドの当然やるべきことということで、了解事項という扱いをさせてもらいたいんですが、それでよろしいですか。特にご意見ないと思うんですが。 次の応募作品に対する権利、帰属ってということで、これはご意見ありましたように応募の条件の中でうたい込むべきと思います。 そのことを決定するというのに皆さんご異議ございませんか。これはっきりしとかんとね。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	はい、それがいま一つクリア。 次は、応募された作品について、その趣旨を損なわない範囲において変更することができる。つまり、選者が手を加えることができるということ、これ重要な問題なんですが、皆さんどう考えられますか。それご意見をお聞きしたいと。 それまでに、事務局こういうことを条件に入れてある先例はあるんですか。
浅田（事務局）	当合併協が幾つか見させていただく中では、最後2つの項目は必ず入っておる状況です。
立石（委員長）	そういうことをしなくて済むように我々は望みたいんでありますけれども、100点、99点までいっとるけど、1点追加したらこれやっというものが出てきたときの話ですな。そういうことですな。 この条件についてよろしいですか。ご異議ございませんか。 よろしいですか。竹國委員さんどうですか。
竹國委員	応募された人の何というんでしょうね、そういうことがないことを

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 竹國委員	祈ります。 そうですね。 ええ。
立石（委員長）	それじゃあ、一応そういうレアケースがあっては困るんですけども、どこともやっとなる条件ですからやむを得ないというふうにご理解いただけますか。 ほとんどの方がこれでええだろうという意見に集約されたというふうに思いますので、検討項目 7 は一応この原案の趣旨を生かしてまとめができたというふうに理解していただいたら結構かと思います。それでよろしいですね。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	ありがとうございました。 随分と時間がかかりましたが、当初予定しておりました検討項目半分以上は残ってしまうかと違うかというふうに考えてましたけども、おかげさんで非常にスムーズにいきました。
上野（副会長）	委員長、１点よろしいですか。
立石（委員長）	いや、ちょっと待ってください。 ただいまから約 10 分間休憩をいたします、次の検討項目に移る前に。 それでは、暫時休憩に入ります。
上野（副会長）	関連していますので、休憩の前に・・・
立石（委員長）	管理者の方から、副会長の方からどうしても 2 番目の検討項目のことで申したいことがあるというんで、特別に委員長としての許可をいたします。 どうぞ。
上野（副会長）	もちろんそのときの委員長の進行によってできるだけ皆さんが忌憚ない意見を出せるようにということでこういう形、席もこういうふうに変えられたというふうに思うんですが、オブザーバーとしてできるだけ発言はしないようにと思ってるんですけども、どうしても気になったところがありましたんで、発言させていただきたいというふうに思います。 それは、新町名称募集検討項目 2 のことにつきまして、それで議論の中にも出ておりましたように は現在の町名を使うか使わないかということで、非常に過去からよその地域においてももめてきた項目が 、それで については先ほども言いましたように、本当に今後の新町の名前にふさわしい名称をつけるということでの項目

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	だろうというふうに思います。 ただ、こうは決めとってももめた例があるんですよね。といいますのは、現在の両町の名称ということで使わないと、不可とした場合、その後にその名前が復活してる場合があるんですよね。それは一つ言いますと、今度の 〇〇 の解釈の問題になってくるんですが、 〇〇 の例えば両町の地域が物理的にイメージできる名称、例えば……。 地理的に、地理的にですね。という、そういうのを見ますといわゆる郡域名ですね、この辺でしたら神崎郡そういう名称がここで復活していく、あるいは歴史文化にちなんだ名称で大河内も播磨風土記に出てくるということで復活してくるということになっていくんですよね。その中で、非常に混乱をしたという経過があるんで、私は委員さんの意見にも出とったように、最終的にここの多数決、一番名前も募集も多かったということで決めるのではないんで、余り旧町名を使わないじゃなくって、余り制限を使わなくって、旧町名も使ってやるべきの方がいいんじゃないかなというふうに思うんです。 もっと具体的な一つの例で、これも余り、聞き流してほしいんですけども、たまたま2町合併ですので、旧町名を使った神崎大河内ということもあり得るわけですね、2町でしたら。そういうことも含めて考えてもらったら、旧町名を使わないというふうにするんはどうか。もちろん新しく発想で新しく生まれるべきなん、もっとベターであるんですけども、もちろんそれも募集の項目には入ってますんで、余り制約を加えない方がいいんじゃないかなというふうに思ったんです。それを言いたかったんですけど、オブザーバーとしてどこで発言したらいいんか、ちょっとなかったんで、済いませんでした。 以上です。
立石（委員長）	当初に申し上げたように遠慮なしにそれはそれとして手を挙げてもらうたらあれしますんで、これから遠慮なしに言ってください。 そういう物の考え方も十分あるという中でのそれぞれの委員さんの思いを述べられたというふうにこの段階では私は解釈をいたしまして、ひとつトラブルのないような形の募集ができればいいのになと、こういうふうに願っております。
多田委員	ということは、いいですか。
立石（委員長）	どうぞ。
多田委員	最前の検討項目2の段階で旧町名は使用しないという意見が確かにあったというふうに思うわけですが。
立石（委員長）	これを覆すわけではございませんよ。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田委員	ということは、旧町名は一応原則として使わないという小委員会での意見ということですね。
立石（委員長）	そうそう。それはもう厳然と聞いとるんですけど、まあ、管理者の方からの発言もあるから。
多田委員	例えば朝来４町のことと朝来の件もあるので旧町名使わないというふうなことで結局は旧町名を使うようなことにそういうこともあるんじゃないかとおもう。
立石（委員長）	ちょっと余談になりますけれども、そういうことも十分想定した中で、実は地域と皆さん一人一人方のそれぞれの思いを聞かせてもうたというのは、この確実に後々に残ってくるわけなんですね。最終的に、そらあもう本協議会にかけたときにどう変わるかは、そら知りまへんで。しかし、我々の検討過程ではこういう議論が出て、こんな思いがあってこういうふうにまとめたと経緯が大切で。逆にそれぞれの委員さんに申しわけない結果になってはいかんということで時間をかけさせていただきました。 それでは、ちょっと休憩１０分間、４時１０分まで休憩いたします。 午後４時００分 休憩 午後４時１３分 再開
立石（委員長）	それでは、時間が来ましたので、会議を再開いたします。 協議事項の２番目に載せております庁舎等事務所の位置についてを議題といたします。 初めにお断りをいたしておきます。相当時間が経過いたしておりますので、せいぜい２０分間ぐらいの意見交換みたいな話で今日は具体的な中身に突っ込んだことはできませんので、あらかじめご了承をいただきたいと思います。 それと、第１回目の委員会で庁舎問題について委員さんからご意見がございました。そのことに関連するかと思うんですが、副会長の上野町長の方から一言この際発言を求められておりますので、発言を許可いたします。ひとつ副会長、よろしく頼みます。
上野（副会長）	失礼いたします。まず、最初にこの前の資料の８ページ、９ページ、１０ページのところを一つ開いていただきたいと思いますけども、当初事前の打ち合わせ、事務局含めた両町の打ち合わせのときに新町の事務所、庁舎の位置についてという８ページと、それから９ページ、９ページの分庁方式の考え方（案）、それから１０ページの分庁舎の位置及び役割としての案、神崎町案、こういう提案のされ方がしたわ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	けです。ところが、事前の打合わせは一枚目新町の事務所等についてはこれは一般的な項目でこれはよいでしょうが、この9ページからになればまだここまでは出してもらったら大河内としてはそこまでの準備はできてないということやったんですが、時間の問題もあるということで、神崎町案として提出してもらったらいいいんですよということで申し上げておりました。 ところが、出たやつは分庁方式の考え方も事務局案というように出てますので、これは少し提案の仕方が異なっておりますよということで、この間説明をさせていただいてます。そして、そのとき足立委員さんからもそしたら大河内町もあるんですかというふうに言われて、そのときにそこまで準備をしてなかったんですが、基本的には本庁方式ということで、今日、今配付をさせていただきました。今配付してくれたんやね。今配付をさせていただきました庁舎問題に関する大河内の考え方ということで、1は最大限既存施設を利用した本庁方式。それで、理由はということかといえば、当初事務局から提案をいたしました8ページの資料のとおり、最大の目的、メリットは事務の効率化であり、本庁・分庁方式いずれも既存施設の利用のため、費用が少なく済むというふうに一般的な考え方で提案をされております。ですから、基本的に言えばこのことに該当をするということです。 それからもう一つが、もう先々の心配をするんですが、合併の動きあるいは三位一体改革をめぐる動きということで、まず財政問題が神崎、大河内それぞれ集落回りをさせていただいたシミュレーションの場合ですと、合併特例債の基金を1億800万円ずつ10年間積んでは崩し、積んでは崩して10年間置きますよというシミュレーションになっていたわけです。ところが、平成16年度の地方財政計画によりまして、交付税あるいは補助金あるいは臨時財政対策債というのが大幅に削減がされまして、神崎、大河内合わせて3億5,000万円の削減をされているわけです。ですから、それを単純に2町合併にのせますと、合併初年度から3億4,000万円の赤字が出るということ、そういうふうな中で新たな庁舎建設の問題はいかがなものかということ。 それからもう一つが、香寺・夢前町が姫路市との合併を進めておりまして、香寺町については今年の8月には合併協定を交わしたいというふうに言われてます。そして、その中で夢前町を含めた6町の広域事務組合、最大のものが消防組織ですけども、その消防組織について

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	は当初香寺橋本町長が、合併をしても神崎郡の枠組みの中でつき合いをせざるを得んやろうというふうに言われておったんですが、ここに来て姫路市に吸収合併なので、姫路市の意向に従わざるを得ないというふうに言われています。そして、姫路市は香寺町の範囲については姫路消防の範囲としたいというふうに言われてます。 その大きな理由は、現在も香寺町庁舎の中に消防自動車 2 台あるわけですが、そこに消防自動車 1 台と救急車を配置をすればそれで十分事が足りるということで、というのが船津、山田、豊富が人口 1 万 5 , 0 0 0 人で消防署の出張所があります。ですから、当然香寺町は人口 2 万人おりますから、その消防署の出張所を作ってくれ、あるいは本部の拠点とする庁舎はそのまま残してくれというのは香寺町の主張で、そういうような動きに依っています。そうすれば、経費も今香寺町が中播消防事務組合に負担をしてる経費より少なくて済む。そして、香寺町の住民から見れば住民サービスが向上するということになりますんで、そういうことが出てきているわけです。 それで、夢前町もそういうふうな動きで姫路市との動きが出ておりますんで、2 町が抜けますと 4 万人抜けるわけですね。9 万 3 , 0 0 0 人のうち 4 万人抜けますから、中播消防事務組合そのもんが組織運営できないというようなことになりかねません。私はそれを本当にうがった見方なんです、こういう事務組合を通じて神崎郡は姫路市に吸収合併されるんじゃないかなというふうに思うぐらいのところですよ。そういうふうな事情の中で分庁の新しく建設するという方向はいかがなものかなというふうに思っております。 それから 3 点目が、私が互惠互助の精神で新町の均衡ある発展ということをお願いをしとるんですけども、神崎町については病院を中心とした国道 3 1 2 号線のにぎわいは、周辺の生野、大河内、市川町北部を含めて経済の中心地であり、今後もそのように発展していくというふうに考えています。それに比較して、大河内の中心部は庁舎のみと言ってもいいと思うんです。ですから、均衡ある発展を考えるならば、すべての官庁機能を大河内に集中することによって初めて均衡ある新町の発展が図れるんじゃないかなというふうに私は考えているわけです。 ただ、3 番目の課題といたしまして、すべての官庁機能を集約するといっても現職員の収容スペースがありません。両者合わせて 1 8 5 名、最終的には合併効果で類似団体比較 1 3 8 名まで下がっていきまんですけども、しかし今このスペースがありませんので、当面の事務所の

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	確保については既存施設の活用も含めた工夫が必要だというふうに思います。 それからもう一つ、現在病院に併設されているそれぞれのケアステーションを初めとする設備は、本当に病院敷地内にあるということで、非常に大きな機能を発揮してると思うんです。ですから、その充実、拡充ということは必要かなというふうに思います。そういうふうな思いで私は、わかるんですよ、神崎町さんの8,000人で多いということもわかるし、当然そう思われるんですけども、合併の基本的な目的とか理念とか、あるいは今のこの平成16年度以降の三位一体改革の財政状況、あるいは香寺を含めた姫路市の合併の動きといった場合に、私はなかなかそうはなれへんのじゃないかなというふうに思ってます。 以上です。 ただいま大河内町の立場というんですか、町長としての考え方が述べられたわけでございまして、皆さんもう既にご存じのとおり、第1回目の時点からひとつ庁舎の位置の問題については出方はどうあれ神崎町としての思いがすでに提起されました。たしかそのときに、ある委員さんからじゃあ大河内町の要望というんか、思いはどうなんですかというお尋ねがあったわけなんです。それを受けての今発言だったと私は理解するんですが、この問題についてはこれはもうはっきり言いまして、まだまだやっぱり両町の管理者間あるいは役職を含めた調整が私は必要なんじゃないかなというふうに思います。 こういった思いを小委員会に発言というたらおかしいんですけども、ぶっつけられてもなかなか検討の入り口あるいは出口が見つからないというのが、正直な私の今の思いでございまして、したがって、委員会としてはただいま申し上げたような事柄をさらに両町でよく調整をしていただきたい。大河内町は大河内町としてひとつ住民も交えた、すなわち議会もこういった考え方を提起していただきながら研究していきたいなと、これが実感でございまして。 ここまでもう言ってしまうと皆さんが後議論をしていただくこともさて、今日の段階では何もないんじゃないかと、こういうふうに思いますが、せっかく開いた会議ですから庁舎問題についてたまたま両町の管理者がおられますんで、むしろその方々あるいは町の執行部に対してこんなことはどうや、どう考えてるんやっていうような意見がございましたら、ひとつそっちの方へ矢を向けていただいて、しばらくの間意見交換をしていったらなあ。えらい勝手な言い分ですが、何

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田委員	か皆さんこの際ありましたら質問を遠慮なしにひとつ発言してください。 多田委員。 前回の小委員会４月１４日ですね。そのときに大河内の委員さんから、上野町長あるいは小寺議長に質問がございました。分庁方式に対する動きをどうするかというような中で、やはり上野町長は大河内、人口からいけば神崎町が多いので神崎町に庁舎が来るだろう。しかし今回は大河内の庁舎をあたらしいのということでそれぞれの発展ということで、しかし神崎町に分庁舎を作れば、あわせてその周辺整備を計画といった提案がなされておるわけであります。ということは、合併によって神崎町は一つの分庁舎が建って新しいので我慢できると。大河内町は何も現庁舎を使うから反対しないというふうなことで、大河内にとっては住民の方に理解していただくのに困難であるというご意見ありました。 結局、大河内の考え方を言わせていただきますと、やはり（１）番も経費の面について、（２）番につきましてもやはり将来的に見た中播消防含めた分で残りの人の経費負担が発表されてきたというふうな経過ですね。私は、いろんな経費の問題はありますけども、それと３点目はやはり大河内町の均衡な発展ということに流れでは、現在でも病院を中心として、また大きなスーパーもあります、数多く。大河内の方からもこられるというふうな関係もあるんでしょう人の動きは、確かに病院も含めてスーパーも含めて人の動きは大きいです。じゃあ、大河内の現状はどうなんだろうということなんですね。だから、本庁舎を持ってくれば私は職員が百何名だったかな。神崎町で百二・三十人ですか、このうちのほとんどの職員が本庁へ来ると。あわせて、それに付随する行政機関、委員会等が当然動きがあり本庁舎にくるとなってくると、何も神崎町に集中するんじゃない、現在の大河内町から見れば、私はかえって人が多く動いてくるんじゃないかというふうなことも思います。 と、もう一つはやっぱり合併の意味ですけども、やはり住民サービスの向上をこの厳しい財政の中でどう変わっていくのかというふうなところにあると思うんですね。ということは、現状の維持があれば、合併して現状の維持があれば私は合併の効果があったというふうに思います。しかし、合併しなければやはり住民サービスは非常に困惑するだろうというふうなことを思います。住民サービスを現状維持をしていくことが大事だとも思います。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 小寺委員	保健福祉が、いわゆる住民サービス、保健・福祉・医療をやっぱり包括した、そういうふうな住民サービスを両町住民にとって進めていくのが私はベターじゃないかなというふうなことで、特に本庁とか分庁とか、やはり病院に近い、病院に近いところがあるんですからそれを活用した方がやっぱり住民政策進めていく上でよりベターじゃないかなという思いがしています。 本庁を大河内にすることによって二町の発展が図られるというのは、ちょっと私としては偏った考え方じゃないかなという思いです。私の方で地域説明会のときに、やはり合併のメリット、デメリットの説明をいたしました。そういう中で、やはり住民の不安あるいは課題については役場、あるいは中心部だけかなりよくなるデメリットというふうな話も出ました。やはり新しい町がバランスのとった、というのを話することが必要であろうと。当然、自然、地域に配慮したお互い住民に望ましい財政力が必要じゃないかなというふうな思いもしますし、ということは、そういうふうなことで別に不安を取り除く、あるいはサービスの低下、これにつきましては最前言いましたようにやはりサービス提供は、現状としてはサービスは高いと、負担は低い方ということですけど、やはり住民サービスについては最前申し上げましたようによりいい住民サービスを提供していくことが大事じゃないかなというふうに思います。だから、本庁サービスは本庁サービスとしまして、分庁舎は神崎町にも持ってきていただければよりベターなサービスが提供できるんじゃないかなという思いです。 ともう一点、神崎町としましては住民説明会の際に神崎町としては大河内町の現庁舎を一応本庁舎。しかし、分庁舎については神崎町病院もあることを考慮しながら医療福祉についての拠点としての分庁舎位置を考えておくこともあります。そういう事情もご理解をいただきたいということを特にお願いしておきたいと思います。 スタイルはフリートーキングの形に移行したような気がしますので、この際、これだけ一つ言うておきたいということがどなたかございましたら、もう一人だけ意見を聞いて今日のところは閉会をしたいと思いますんですが、どなたかありますか。 小寺委員。 両町の合併をしようとする中で、合併協議会を第1回、第2回とやったわけですが、両町の合併をしてシミュレーションをやった、あと10年間はとりあえず基金を利用すれば1,000万円の枠組みができるということが、一つの前提条件の中で法定協議会等も立

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ち上げしとるんです。それは、今も私とこの上野町長が言われましたように、平成16年度の三位一体の改革の関係で、地方交付税とか国庫補助金が削減される中で、初めに設定をしたシミュレーションのままの状態で行くと、今も言われたように3億4,000万円の赤字が出るというような予想ですね。当然シミュレーションをやり直さないかんということが、まず私は住民に対する説明責任出てくると思うんですよ。その中に当然両町が合併をした場合のシミュレーションは出てくると思うんですね。それを受けた中でひとつ住民に説明をするということになってくると、今の段階で行くと非常にやはり合併をした時点で大きな投資をするというのは非常に後が大変やないかという気が私はしてます。 そやから、そこが特に財政問題というのも、国やということを頭の中に入れないと両町で合併をしても、する前より悪くなったということになりかねないというようなことも私は思うんで、そやから是非とも、この庁舎問題に対する大河内町の考え方というのは、これは上野町長さんが配られて、大河内全体の考え方とか、そういうことでは多分ないと思うんですけども、上野町長自身の考え方としてこれはできたのもでありますので、当然このたびの委員さんの中にもいろいろなご意見があるということはあると思いますので、今委員長が事前に言われましたように、この小委員会の中でこんだけ極端に分庁舎についての神崎町の案というのが前に出てきて、今上野町長の考え方というようなことでいきますと、ここらの考え方の流れで小委員会だけできなかな結論を出すというのは非常に私は難しいような気がいたします。できまして、今上野町長が庁舎の件に対する大河内町の考えというのを、多分ここで初めて述べられたと思うんですけども、これを聞きまして神崎町の足立会長さんはどのようにお考えか、ちょっとお聞きしたいと思います。
立石（委員長）	よろしいですか。
	どうぞ。
足立（会長）	そしたら、皆さんがご発言いただいた部分もあわせまして少し、反論ということではございませんので、お許しいただきたいと思います。私の考え方でございます。
	今回、両町合併を法定期限内にしようというのは、いわゆる財政優遇対策をいかに活用して両町の発展を考えるかということであろうと思います。そうでないと、もっと議論をして法定合併期限以外でもやったらええという結論が出るわけではありますが、いわゆる財政優遇施

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	策をいかに活用するか。現在、両町に不足している部分といたしまして、必要な課題を解決していくということが非常に重要なポイントではないかなあと、そのように思います。 ところで、先般、委員長、先日小委員会に提案されましたそれぞれの統計資料を拝見をさせていただきますと、財政的には確かに大河内町は非常に高い財政指数があるわけでありまして、その他の産業基盤、あるいはまた将来の児童以下の子供の比、もうこれらにつきましては非常に憂うべき状況がございます。例えば事業者数、特に心配なのは出荷数ですね。出荷、あるいは生産高が神崎町の30%か40%足らずになっておるわけでありまして、この辺。それから、子供の数がやっぱり神崎町の2分の1なんですね。人口比率は8,300と5,000余り、40、60いかない状況にありますけれども、しかし半分以下というのは非常に将来的に見ますと大変な状況にあるんじゃないか。 それから、播但線を活用したいいわゆる観光客はどの程度誘導されておるかといいますと、平成12年まではそれなりの神崎、大河内余り変わらないんでありますけれども、観光客ですね。今、大きな差があるんですね。大河内町は観光、資源を活用した観光を何とか2町の振興計画の基礎にされておるにいたしましては、非常に数の少ない、神崎と比較いたしましては。ということは、これまでそういった施策を積極的にとっていただいたんだらうかということを私は大変心配するわけでありまして、いわゆる逆転ということであろうと考えます。 現在、憂う面を合併によっていかにそれを是正していくかということが、非常に重要であろうというふうに思います。すなわち、大河内町については活性化施策を適度に行うことによって、早急に行うことによってその生産額を高めていくという努力。あるいはまた、この周辺に子供たちのための施設でありますとか、住宅の建設たくさんされておりますけれども、その数が非常に少ない、小学校の数が非常に少ないんですね。10分の1ですね。そういった状況でやはり子供が安心して住めるよう改革も大河内町には、神崎も一緒なんですけど、より必要じゃないかなと、そういうふうに思います。ですから、将来対策、合併の優遇施策を活用いたしまして、早急に対策を打つべきだというふうに思います。多分、新町の建設計画ではこういった問題が必ず上がってくるはずでありますから、それを早急にやる必要がございます。 ところで、合併特例債を今発行すると損であるという話なんですけ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ども、それはそういう考え方じゃなくって、現在まで私たちが地域整備のために発行いたしております地方債も発行額を抑制をして、そのかわり合併特例債を振りかえるということでございますから、より有利な特例債を活用することによって財政的にはむしろ安定するというところでございますから、いわゆる一般財源より償還額を特例債を活用することによって抑え込みながら地域の課題を解決するという方法が必要ではないかなと、このように思います。 さらに、言及して申しわけないんでありますけれども、我が町の加納というところで合併の話をしてきましたら、財政力の問題で大河内町の関西電力の用水発電の指摘がございました。その発言につきましては、いわゆるピーク時発電、ピーク時の電力供給をするための発電でありまして、いわゆる設備投資に次々と繰り返されてくる発電所じゃないんだということでございますから、やはり残存価格にいたっては下降の一直線ということでございます。したがって、現在財政力が非常に高いんでありますけど、これは残減すると。残減、どんどん残が減ってくるということなんであります。 これが朝来町の発電所の場合でしたら一般的な供給でありますからどんどん設備投資をやっていきますから償却資産は減らない。税収は少なくなるという状況にあるわけですから、私はその辺を結構入れておかないといかんのではないかなというふうに考えており、したがっていわゆる特例債を発行した活性化対策を早急にやる必要があるんじゃないかなというふうに考えておるわけであります。 それから、今広域行政の問題が指摘され、ございまして、1点郡の町村会長をしておりますから非常に心配はいたしておりますけれども、今上野町長のご心配されたことは確かに心配しなければなりませんけれども、しかし現状では、10年先はわかりませんが、今はそんなことをさせてはならないというふうに私は思っております。姫路市は強力でございますからどのようになるかわかりませんが、しかしそれは絶対阻止しようという強い私は気持ちを持ってこの24日に姫路市、市長には会えんでありますけれども、助役に出会しまして、神崎郡がこぞってこの件につきましては強くご主張をする予定をいたしております。したがって、現在の広域圏については広域行政が崩れるようなことのないように譲歩してもらわなくてはならないとこのように考えておるところでございます。 ところで、現在の福祉の問題でありますけれども、合併をいたしましてもやはり支所機能は残さなくてはならないわけでありまして、と

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	ころが神崎町の庁舎はご承知いただいておりますように震度５の地震に耐えられない状況でございまして、町民からも早急な改築の要望がございました。しかし、一方で病院をどうしても支えなくてはならないというような状況の中で、病院への繰出金を毎年３億円ずつ出しておると、今２億６，０００万円でありますけども、そういった状況からなかなか庁舎が建てられないという環境にあるわけではありますが、そのために本庁舎の建設については大河内町を、やめて大河内町の庁舎を活用させていただくということにいたしておりますけれども、しかし支所機能は必ず残さなくてはならないわけなんで、大河内町が大河内支所を残していらっしゃるということになったら、その必要性はわかっていただけるというふうに思います。そこにあわせて、現在行っております保健・医療・福祉の機能を併設すると。 病院の方はどうかといいますと、現在病院の保健施設が４６床機能を持っておるんでありますけども、いわゆるデイサービスを積極的に行っておるということもございまして、４６床が半分ほどしか、２６床から７床しか使えておりません。したがって、４６床の許可を全部使いたい。そうなりますと、現在保健・医療・福祉の事務が入っておりますあの施設を活用して、そのことによって４６床の病床が完全に利用できると、このように考えております。この老人保健施設につきましては、大河内町につきましても、神崎につきましても、あるいはまた市川につきましても非常に利用率が高いわけでございます。そういったことを考えますと、やはりあの場所でその機能を持たすということには限界があるわけで、今回の合併を機に、さらに将来的な福祉をかなり充実させるためにも一つはＫ－ｎｅｔを活用した在宅サービス等々を考えとるわけなんですけれども、そういった機能を発揮するためにもその拠点が必要じゃないだろうかというふうな中で提案をさせていただいたということでございます。 したがって、今委員長さんからお話のありましたように本庁舎だけということではございませんで、そういった活性化対策、私は特にこの播但線を利用される方のための何か活性化施策を大河内町の駅前付近、あるいはまた庁舎付近に建設していただければある程度解決はできやしないだろうか、このように思います。 それと、各町ともに、２町ですけども、第三セクターの観光施設を持っております、この観光施設のてこ入れも喫緊の課題でございます。したがって、特例債をいかに活用をしてこういった課題に対応するかということは、やはり真剣に考えなくてはならないというこ

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	とでございます。 で、財政事情の計画ですけれども、これは当然財政計画であげてい なくちゃならないんですけれども、それは例えば建設事業を やるからそれができないとか、そういう問題じゃなくって、それも一 方でやりながら建設計画も進めていかなければ、いわゆる合併のイメ ージが出てこないということになるんじゃないでしょうか。私もは そういう考え方を持っておりますんで、皆さん方のひとつご議論をお 願い申し上げたいということと、今委員長さんからありました、ある いは小寺議長さんからおっしゃられてたように、私たちも幹部職員が このことにつきまして十分議論を早急にしないといけない、このよ うに考えております。大変皆さん方、ご心配をおかけを申し上げて ることにつきまして、おわびを申し上げまして、私の考え方を披露さ せていただきました。ありがとうございます。 ありがとうございます。 お約束の時間かなり経過いたしました。生田さんの方から発言の要 求も一応あったようですが、これは委員長集約の中でひとつ今回ご勘 弁いただいて、是非次も再延長をさせていただきたい。時間を取りた いと思いますんで。 今日はこの検討項目２はこの程度でとどめおきたいと思うんです が、いかがなものでしょう。よろしゅうございますか。
立石（委員長）	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 ありがとうございます。 それでは、こんだけの項目につきまして、今お二人の管理者からお 話を聞かせていただきました。先ほども申しましたように、次回の委 員会におきましては我々に与えられた命題は、いわゆる合併を条件に したための協議会でありますから、合併するなら名称はどうだ、庁舎 位置どうだ、という検討していくのが我々の任務でございます。した がって、合併反対、賛成ちゅう議論の場ではないということは、私も いつもほおをつねりながら、けつをつねりながらそういう気持ちで臨 んどんですが、そういった意味でひとつこれからの委員会というのは 庁舎の位置をどうする、分庁舎にするのか、支所方式がええのか、役 場機能をどう適正に配置するのかというところに論点、視点を置いて いただいて、今までの配付された各種の資料、こういうものを参考に しながら私を含めて次は一人一人からひとつ大演説していただいて、 考え方をお聞きして、それを入り口にしてこの問題の扉をあけていき たいなあ。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	多少時間がかかると思います。その過程では、当然のことながら財政問題ついて回る話でございます。また、新町建設計画とも関連連する話でございます。それと、現在の地域の産業、財政力、当然の話でございますして、非常に奥の深い話だとは思いますが、この後提案申し上げます次回の委員会までには私どもも議事の進め方、事務局と十分調整をさせていただいて、話が前へ行くように、進むように十分な議論を深めていきたい。現時点では委員長としてそのように考えておりますので、本日のところはこれにてこの問題を閉じさせていただきます。ありがとうございました。 どうぞ次の連絡事項。 それでは、お手元のレジュメ３番の次回委員会の日程につきましては、先ほど委員長の方からお話しされましたように、正・副委員長を中心に事務局と日程調整をさせていただき、また今回の委員会につきましては先週の５月１４日に今日の関係で幹事会を開催いたしまして、その中での本日の資料というふうなこともございまして、進め方の問題につきましてもなかなか時間的な問題で不行き届きな点お許しをいただきたいと思います。したがって、次回委員会の日程につきましては、また正・副委員長と協議を行うまして、各委員様にはご連絡をさしあげたいというふうに思っております。 そして、その他の、４のその他の方なんですけれども、本日配付をさせていただいております封筒の中に第５回の協議会の日程を入れさせていただいております。４月末で両町のいわゆる事務事業、協議会に上げてまいります事務事業の調整がぼつぼつ始まりまして、いよいよ協議会の方で協議をいただく項目が幹事会の方に上がってきつつございますので、６月１３日ということで幹事会の方で調整をさせていただき、開催をさせていただくということでございます。６月以降につきましては、当初の申し合わせ事項よりも回数が増えることも予測をされます。そのあたりにつきましても、ひとつご理解をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。 事務局からは以上でございます。
立石（委員長）	ただいま連絡がございました。このことについて特にご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	ないようであります。ありがとうございました。 ほな、もう閉めます。 長時間にわたりまして、非常に熱心に検討いただきまして、何回も

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	申し上げますように非常に当初の予想よりも多くの項目についてまとめをさせていただきました。まだ一部保留の分がございますけども、お約束のとおり十分事務局とすり合わせをして、皆さんに再度提示をしてご確認いただいたらと、こういう措置にしたいと思います。 これからがいよいよ大変でございますが、今日はとっかかりの儀式的な委員会ということで、随分私自身も乱暴な進め方したというのはたくさんあったと思いますが、ペースとしてはこういうスタイルで今後進めていきたいと、こういうふうに思ってますんで、またやり方の不手際、何かおかしい部分があったらどうぞ遠慮なしに指摘をいただいて、皆さんひとりでも多くの方がご意見を述べていただくと。大変生田さん申しわけなかったんですが、そういうことで次回はひとつ大議論を再開しておりますので、よろしくお願いいたします。 なお、今日はたくさんの管理者の方々、たまたま上野副会長に発言の機会があったものの、皆さんに発言の機会がなかったことをおわびいたします。 しかし、今日は入り口ですから、この模様を見ていただいたように、次から非常に鋭い質問がたくさん出ると思ってますんで、ひとつ備えだけはよろしくお願いいたしますと思います。本日は皆さんありがとうございました。ご苦労さまでした。